

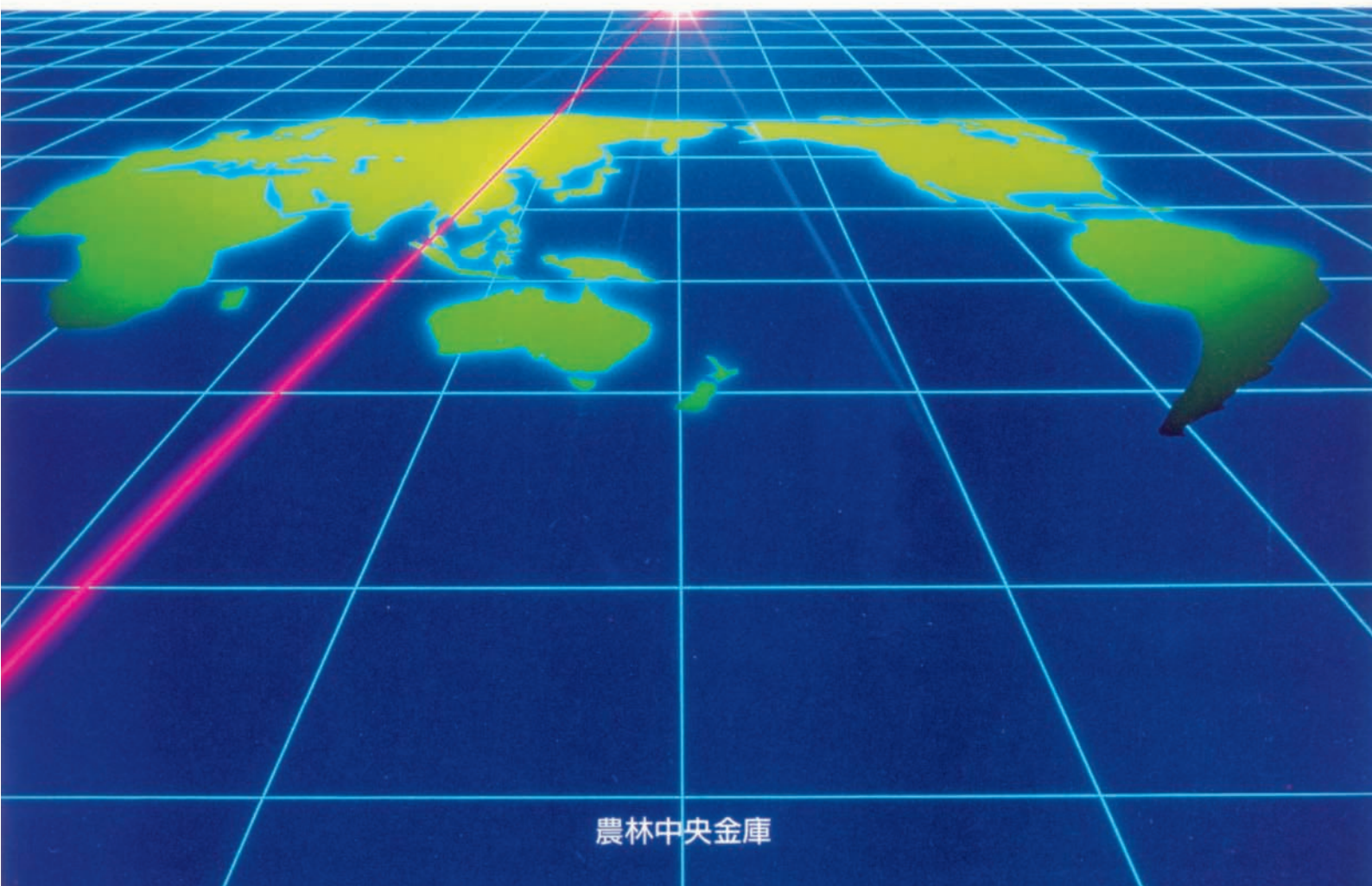
農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2004 **9** SEPTEMBER

食の見直しと農業

- 健康からの食生活見直し
- 青果物取引の相対化と価格形成の課題
- 組合金融の動き



「規模拡大」と「株式会社」への幻想

農政の基本的な指針である「食料・農業・農村基本計画」の見直しが行われており、本年8月には、食料・農業・農村政策審議会企画部会から「中間論点整理」が出された。そこには、直接支払いや農地制度のあり方等、農政の枠組みを決定する重要な項目が盛り込まれているが、各方面からの反応には、どこまでわかって言っているのかと、首をかしげたいくなる意見も少なくない。

一つは、「日本型直接支払い」(経営安定対策)の対象についてである。中間論点整理では、認定農業者および、一元的に経理を行い法人化計画を有する集落営農を対象にすることとした。この条件に合致する集落営農は、約1万ある集落営農組織のうち20あまりに過ぎず、支援対象をこのように絞り込むことは、わが国農業の崩壊を加速する懸念がある。ところが、こうして条件付きで集落営農を対象とすることに対しても、「零細農家に助成の余地」「強い農家に助成を集中し、農業の主役に育てる当初の狙いは後退した」と言う(2004年8月11日付朝日新聞)。このような意見の背景には、規模拡大への甘い幻想がある。日本農業の高いコストの根本原因は、規模の零細性だけにあるのではない。例えば米をみると、もっとも条件のよいケースでも、大規模稲作経営が許容できる米価の下限は60kg当たり1万1千円程度と言われ、とても国際的に太刀打ちできる水準ではない。内外価格差の根本原因は、先進輸出国との比較では広大かつ平坦な農地の有無とそれに対応した農法の違い、輸出補助金の存在であり、発展途上国との比較では、一人当たり所得が日本の20～100分の1の国々の、その中でも貧困な農村地域の農民によって生産される産物と比較しているためである。従って基本計画の見直しでは、諸外国との生産条件格差に基づくコスト差はコスト差として認め、それを直接支払いにより埋めようとしているのである。

つぎに、株式会社に農地取得を認めよ、という議論である。株式会社は、株主の利益を第一に行動する。従って、株式会社が農地を取得しても、期待した利益があがらなければ、農地利用を停止して当然であろう。さらに、農業的利用に適した土地は、非農業的利用にも適した土地である。株式会社は、零細な兼業農家が営農を断念するような山間地の条件の悪い農地ではなく、平坦で農地転用してもメリットが大きい土地を取得したがるだろう。しかし、非農業部門での土地利用のお行儀の悪さは、日本のお家芸であった。先進国の中で、日本ほど「計画的土地利用」「所有より利用」といった言葉がむなしく響く国はない。活力のある農業経営を育てることと株式会社の農地取得を認めることが、すりかえられている議論が多い。

今後、年度内の計画策定に向けてさらに具体的レベルでの検討がすすむことになる。コストを下げ、元気な経営を育てることには全く異論はないが、実態をよく踏まえた議論が展開されるよう期待したい。

((株)農林中金総合研究所基礎研究部長 石田信隆・いしだのぶたか)

今月のテーマ

食の見直しと農業

今月の窓

「規模拡大」と「株式会社」への幻想

(株)農林中金総合研究所基礎研究部長 石田信隆

人間の食能力，食原理を踏まえた食生活を

健康からの食生活見直し

薦谷栄一 — 2

卸売市場流通の諸原則を考える

青果物取引の相対化と価格形成の課題

鴻巣 正 — 22

談 話 室

農業は輝く未来産業

朝日新聞編集委員 村田泰夫 — 20

組合金融の動き

農協の資金運用構成とその分布

平澤明彦 — 34

統計資料 — 36

健康からの食生活見直し

——人間の食能力，食原理を踏まえた食生活を——

〔要 旨〕

- 1 健康はもちろんのこと，食料自給率向上のためにも，食生活を見直していくことが必須である。
- 2 戦後50年以上かかって大きく変化してきた食生活を見直していくことは容易ではないが，食生活の乱れが大きく原因して国民の健康悪化をきたしている現状，健康を取り戻していくためには食生活を見直していくことが急がれる。
- 3 食生活の洋風化は明治維新以降すすんできたが，本格的には戦後の生活改善運動と学校給食が流れをつくり，高度経済成長にともなう所得水準向上が本格化させたものである。
- 4 食生活は「ピュフェ式食卓」「個食」「孤食」等ともいわれるように，伝統食，「おふくろの味」を駆逐するのみならず，家庭をはじめとする社会的文化的関係の変化とも連動している。
- 5 生活習慣病の主な原因として，カロリーの過剰摂取，栄養のバランス喪失等が指摘されているが，本質的には，現状の食生活が，人間のホモサピエンスとして持っている食に対する能力（食性）の限界を超えたものであるとともに，人類史からみれば50年前後というあまりにも短い期間での急激な変化であったところに根本原因がある。
- 6 したがって，健康を回復させていくためには，食性に沿って，穀物を中心に，その土地で生産されるものを中心に食べるとともに，腹8分目にとどめておくことが肝心である。
- 7 伝統食，「おふくろの味」はまさに日本人の食性に対応した食事であるといえる。これを子供たちに引き継いでいくためには，早期からの味覚教育によって“おふくろの味”を伝えていくことが大切である。
- 8 しかしながら，現状の家庭，学校給食等には食生活を変革していく力には欠ける。学校給食の場を活用し，おばあちゃん，農家，学校医等をも巻き込み，地域ぐるみでの総合力を生かしていくところに，見直しの活路が開かれていく可能性があるものと考える。
- 9 健康の基本は，食材はもちろんのこと，コミュニケーションをも含めた身土不二にあり，こうした取組みはおのずから地産地消，適地適作，地域社会農業とも一体化したものとなってくるとともに，スローフード運動とも連動してこよう。

目 次

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 はじめに | 5 最近の食生活見直しの取組動向 |
| 2 食生活変化の実態と歴史 | 6 食性と健康 |
| (1) カロリーと栄養バランスの変化 | (1) 食性と食生活 |
| (2) 食生活変化の流れ | (2) 食性 ——何を食べるか—— |
| (3) 近時の食生活の特徴 | (3) 食性 ——どれだけ食べるか—— |
| 3 食生活の変化をもたらした背景・諸要因 | (4) 食性 ——いつ味覚を獲得するか—— |
| 4 食生活の変化と病気 | 7 食原理からの食生活の見直し |
| (1) 伸びる平均寿命と変化する病気 | 8 おわりに |
| (2) 食生活と健康との関連(事例) | |

1 はじめに

我が国の食料自給率向上のためには農業生産等の見直しにとどまらず、食生活を見直していくことが必須である。しかしながら食生活の見直しは、言うは易く行は難しで、戦後50年以上かかって大きく変化した食生活を変えていくためには、やはり50年前後かかると考えざるを得ない。

日本型食生活への見直し努力を積み重ねていくことは重要であるが、じっくり腰を据えての長期的戦略として取り組んでいくものであって、早期での食生活見直しには結びつき難いように思われる。食生活の見直しを強く促し、また比較的短期での見直しを現実化する可能性をもつのは、こうした直接的な食生活見直し論ではなく、きわめて残念なことではあるが生活習慣病をはじめとする疾病の増加として現れている危機的状況にある国民の健康悪化であると考

える。

さほどに食生活の変化も加わって国民の健康は蝕まれていると同時に、膨大な医療費負担にもはやこれ以上は耐えられない事態が早晚訪れることが懸念される。行き着くところまでいき、尻に火がついて、やっと健康の重要性、を認識するようになり、本気になったの食生活の見直しが開始されるように思う。

しかしながら、事態を放置し、成り行きに任せておけばいいというわけにはいかない。これは単なる各個人、本人だけの問題ではなく、家族、子孫、さらには社会にまで影響してくるきわめて重い問題である。こうした事態に至る前に、食生活の見直しに取り組むかどうかは、まさに食べる側、消費者の自己責任、選択にかかっているであり、そのために食生活の見直しを選択しようとする納得可能な理論的整理があらためて求められよう。

そこで本稿では、消費者の自己責任を促

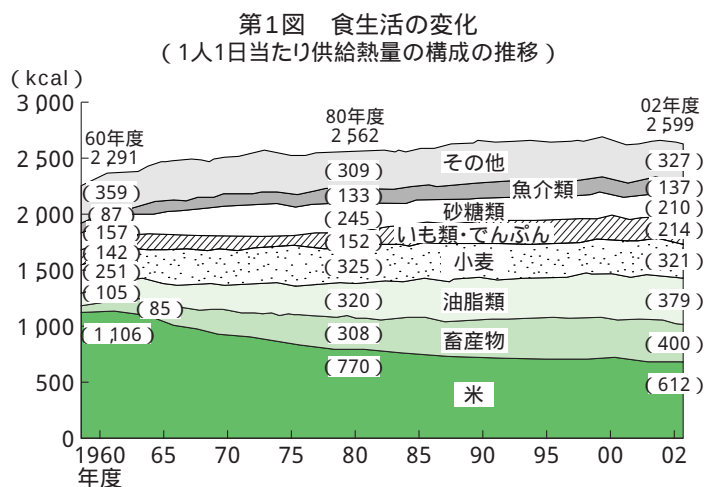
していくことをねらいに，食生活の変化が健康度の大幅な低下を招いている実態，原因，構造について多様な角度から考察することによって食の原理を明確にするとともに，食生活見直しの実践方策についても検討することとしたい。そして健康という視点から食のあり方，農のあり方を考えるほどに，あらためて身土不二，地産地消，地域社会農業が重要であることが強調されることとなる。

2 食生活変化の実態と歴史

はじめに食生活の現状と変化をカロリーと栄養バランスという側面から確認するとともに，その変化の流れについても概観しておきたい。

(1) カロリーと栄養バランスの変化

国民1人1日当たりのカロリー摂取量の推移を食物構成の推移とともにみたのが第1図である。1960年度から80年度にかけて



資料 農林水産省「食料需給表」

は300kcal弱，1割強の増加を示しているが，80年度から02年度にかけてはわずか1%の増加にとどまっており，ほぼ横ばいで推移している。

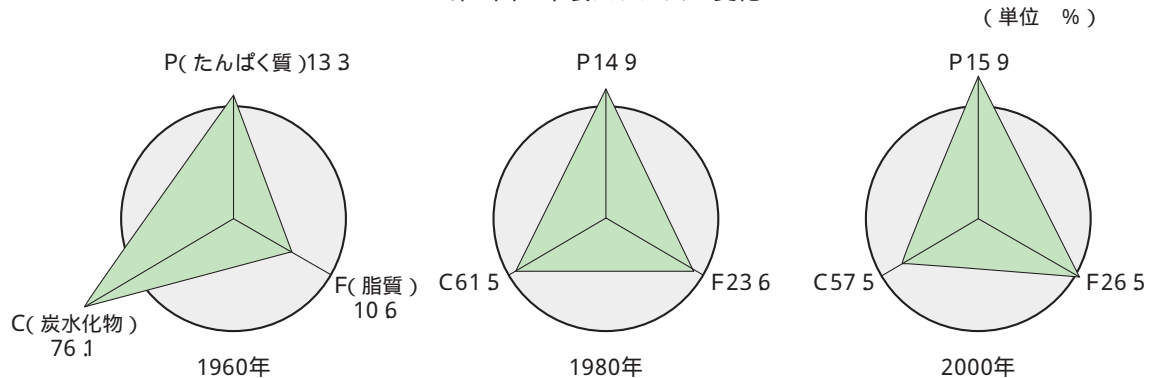
カロリーベースでは総じて緩やかな伸びを示してきたといえるが，食物の構成は激変している。60年度，摂取カロリーの48%とほぼ半分を主食である米から摂取してきたのに対して，02年度には24%と，わずか4分の1にまで減少しており，米が主食というのがはばかれるような状況に至っている。米の減少に代わって増加したのが畜産物，油脂類等である。

これを栄養バランスの変化によってみたものが第2図である。60年は炭水化物が過剰である一方，脂質が大幅に不足していた。80年にはほぼ三つのバランスがとれたかたちとなった^(注1)，00年にはたんぱく質が過剰となり，炭水化物が不足する状態となっている。

こうしたカロリー摂取と食物構成の変化を食料自給率の変化とクロスさせて見たも

のが第3図である。65年度と02年度の食物別のカロリー摂取状況が縦軸で示され，横軸で国内自給分は緑色で塗られている（ただし，畜産物の濃い墨色で塗られた部分は輸入した飼料穀物によって生産された畜産物を表している）。一目瞭然のように100%自給していた米の消費が約半分に落ち込み，代わって消費が増加したのが自給率の低い畜産物，油脂類であり，米消費

第2図 栄養バランスの変化



資料 厚生労働省「国民栄養調査」「日本人の栄養所要量」

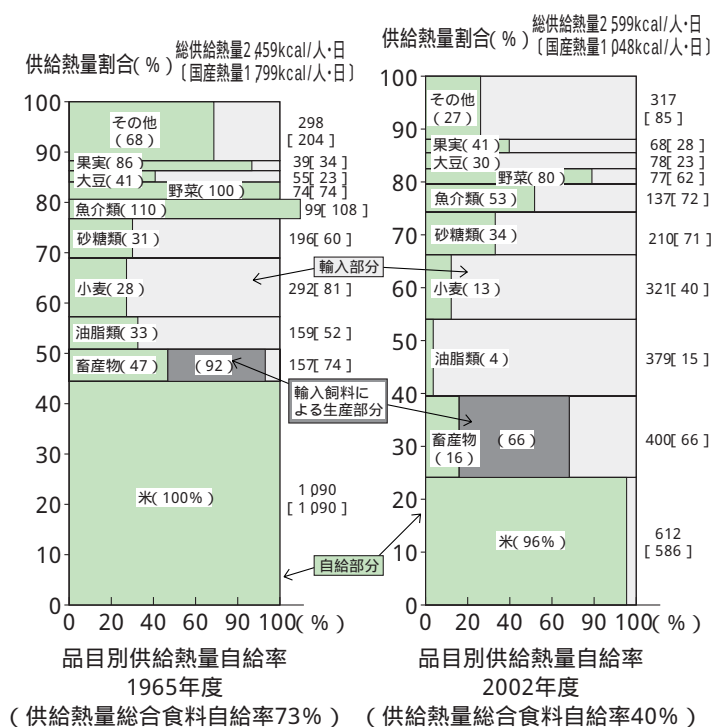
(注) 適正比率(18歳以上の加重平均)は

P:たんぱく質13%

C:炭水化物62%

F:脂質25%

第3図 供給熱量の構成変化と品目別供給熱量自給率



資料 農林水産省資料

減少、畜産物、油脂類増加という食生活の洋風化が食料自給率の引下げに大きく影響していることが分かる。

(2) 食生活変化の流れ

食生活の洋風化は、明治維新以降徐々にすすんできたものであるが、この時代、主に富裕層のみへの浸透にとどまり、一般庶民の食生活にはほとんど変わりなかった。しかしながら、戦後、敗戦をも含めての欧米コンプレックスを背景にした欧米崇拜が勢いを持つようになり、パン食普及という粉食奨励策、肉類、卵、牛乳、乳製品等の推進という畜産物奨励策、「フライパン運動」と言われた油いためを中心とした油脂類奨励策が、生活改善運動と称して大々的に展開され、「キッチンカー」

が日本全土を走り回った。そして学校給食と家庭科における食教育がこうした流れを支えてきた。
(注2)

食に限らず衣食住を含む文化全体が洋風

化したわけであるが、高度経済成長による所得増加が生活水準を向上させ、食生活を本格的に変化させてきたといえる。^(注3)

(3) 近時の食生活の特徴

食生活の変化は文化全体の変化の中で起こっており、単なるカロリーや栄養バランスの変化だけではとらえ切れない質的变化をきたしている。その主な傾向、特徴について取り上げてみると以下^(注4)のようになる。

自宅で全面調理することは減少し、ご飯だけ炊く、1品だけ作る、あとは出来合いのものを買ってくるか、冷凍食品を電子レンジでチンするだけというが増加している。

「ビュフェ式食卓」「バラバラ食」とも言われるように、「個食」「孤食」がすすんでいる。家族そろっての食事は減ってきており、家族そろって食事する場合でも、各自異なったものを食べることが増えている。

低価格志向とグルメ志向とが一体となっており、普段は財布のヒモを固く締めながらも、時々には贅沢を楽しむというスタイルが増えている。

時間が不足して料理ができないというだけでなく、たとえ時間があっても趣味やおけいこ事を優先する等、食事を作る優先順位が低くなっている。

健康志向・安全志向は強いものの、実際の消費行動をみると価格を優先するなど、必ずしも健康志向・安全志向に沿ったものであるとは限らないことも多い。

このように食の多様化と言えば聞こえはいいが、実態は家庭における食や食生活の崩壊にも近い状態で、「舌や腹でなく頭で食べる」「配合飼料型メニュー」「単品羅列型メニュー」と揶揄されてもいたしかたない食事内容となってきたのである。

以上のように食や食生活はドラスティックに変化してきているが、ベースにはこれらに対する価値観の変化、端的に言えば手作りを含む家庭での食に対する価値の低下がある。そして、こうした価値観の変化が40歳代を境に発生しており、世代によって価値観、消費行動が大きく異なっていることが指摘されている。『変わる家族変わる食卓』の著者である岩村は、44歳前後より年下の主婦は、それより年上の世代よりも「栄養・機能」を重視する傾向が強いとしており、その理由として「教科書で、『調理』を『食物』とあらためて、技術重視から消費者生活寄りに変更」されるとともに、「調理実習よりも食品を主要栄養素で分類、1日の栄養所要量を満たす工夫を強調」されてきたことが大きく影響しているとしている。そして30歳代までの世代の多くは、もはや素材をみて料理メニューを発想することができなくなっており、「作るより買い物重視型」となっているのである。

こうした家庭全般での食の変化の特徴に対して、次代を担う子供たちのそれについて、03年7～9月にかけて当研究所で実施したアンケート調査の結果から^(注5)みると、子供が好むものはカレー、ハンバーグ、からあげ、肉・焼肉、スパゲッティ等とな

っており、肉系・単品型メニュー嗜好が強まっている。

また、「ハレの食事」でご飯を選択する子供たちが半数にとどまるだけでなく、「ご飯」は食べても、その半数は「味噌汁」を飲まない、あるいは「白いご飯とおかず」より「丼ものや味のついたご飯が好き」な子供が多くなっている。

そしてこうした嗜好は保護者も同様で、「ファーストフード型食嗜好は保護者と子供の二世代のものとなっている」ことが明らかとなっている。

（注1）1977年のアメリカ上院栄養問題特別委員会（通称マクガバン委員会）で、日本人の栄養バランスは優れているとして高く評価されている。

（注2）鈴木（2003）他による。

（注3）島田彰夫は明治維新以降の食生活の変化を「生活革命」、高度経済成長により生活にゆとりが生まれるようになってからの食生活の変化を「生活革命」としている。さらに、生活革命を細分化して、「豊食」：～60年ごろ。食生活の体系があり、ヒトの食性とよく調和した食生活、「飽食」：～80年ごろ。米消費減少。画一化、「呆食」：～00年ごろ。生活習慣病。とりあえず何かを口にしておけばよい、という風潮「崩食」：健康食品が隆盛。本来の食生活が営まれていれば不要なものばかり、の四つの「ハウシヨク」に区分している。（島田彰夫「身土不二の思想」『環』vol.16 2004 winter）

（注4）岩村暢子『変わる家族変わる食卓』（勁草書房）を参考に筆者が整理。

（注5）根岸久子「学校給食50年—強まる食と農の結節点としての役割、そして課題」農中総研『総研レポート』16基礎研No.2

3 食生活の変化をもたらした背景・諸要因

以上のように食生活変化のいくつかの特徴が指摘されるが、あらためて近時の食生

活変化をもたらしている要因を考えてみれば、以下のような要因があげられる。そして食や食生活が、食料供給・流通・消費構造の変化はもちろんのこと、社会的文化的要因によっても大きく規定されていることが理解されよう。そうしてこれら要因の根っ子には、欧米崇拜とその裏腹の関係にある欧米コンプレックス、栄養・機能重視＝近代化志向が内在しているように受けとめられる。

社会的文化的背景

- ・都市化、混住化の進展
- ・冷凍庫、電子レンジの普及
- ・核家族化の進展等による家族構成の変化
- ・簡便化志向、低価格志向
- ・ライフスタイルの変化
- ・食事に対する優先順位の低下
- 食料供給・流通・消費構造の変化
- ・食料、農産物の輸入をも含む広域流通の進展
- ・食のグローバル化（無国籍化）、マクドナルド化（画一化）
- ・外食・中食の普及・一般化
- ・コンビニエンスストアの出現・増加
- ・栄養・機能重視
- ・低価格志向とグルメ志向
- ・女はダイエット、男は^{かつぶく}恰幅のよさ
- ・健康・安全指向

4 食生活の変化と病気

食生活の変化は食料自給率の低下にとど

まらず、健康度の低下、家族の紐帯の弱体化等々社会的文化的にもいろいろの問題をもたらしている。このため食生活の見直しが必要とされているが、食料自給率向上等を意図して多くの人が「食い改める」ようになることは全く期待しがたい。「頭」で「食い改め」を実践させようとしてもそれは無理というものであり、自らの「体」、健康についての危機感だけがこれを誘導する潜在力を有しているように思われる。すなわち健康志向を強め、健康志向から食生活見直しを迫っていくことが現実的であると考えられる。

そこであらためて病気と食生活についての因果関係についてみておきたい。

(1) 伸びる平均寿命と変化する病気

戦後の平均寿命の推移をみたものが第1表である。男の平均寿命は02年で78.32年で、この55年間で28.26年伸びている。女02年で85.23年で何と31.27年も伸びており、男女共に世界一を記録している。まさに長寿社会を実現してきた。

ところでこうした長寿社会での死因別死亡数割合をみると(第4図)、悪性新生物、いわゆるガンが30.5%を占めてトップであり、これに心疾患15.7%、脳血管疾患13.0%、肺炎9.3%、不慮の事故、自殺、老衰が続いている。

死因別死亡数割合ではなく、死因別の死亡率で年次別推移をみてみると(第5図)、戦後間もなくの47年(昭和22年)では上位3位が結核、肺炎、脳血管疾患であったも

第1表 平均寿命の年次推移

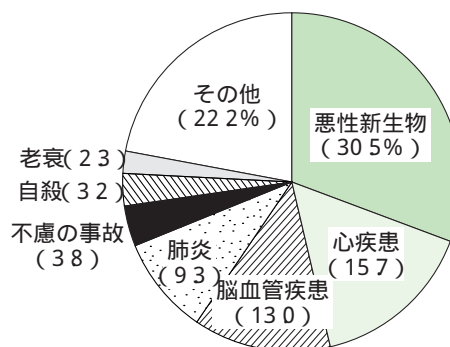
	男	女	男女差
1947年	50.06	53.96	3.90
50～52	59.57	62.97	3.40
55	63.60	67.75	4.15
60	65.32	70.19	4.87
65	67.74	72.92	5.18
70	69.31	74.66	5.35
75	71.73	76.89	5.16
80	73.35	78.76	5.41
85	74.78	80.48	5.70
90	75.92	81.90	5.98
95	76.38	82.85	6.47
96	77.01	83.59	6.58
97	77.19	83.82	6.63
98	77.16	84.01	6.85
99	77.10	83.99	6.89
00	77.72	84.60	6.88
01	78.07	84.93	6.86
02	78.32	85.23	6.91

資料 厚生労働省「簡易生命表」

(注)1 95年までと00年は完全生命表による。

2 70年以前は、沖縄県を除く値である。

第4図 主な死因別死亡数の割合
(2003年)



資料 厚生労働省資料

のが、65年(昭和40年)前後では脳血管疾患、悪性新生物、心疾患に、03年(平成15年)になると悪性新生物、心疾患、脳血管疾患というようにその内容は大きく変化している。

こうした直接の死因とは別に、主な病気の患者数をみると(第6図)、高血圧性疾患をもつ患者数が群を抜いているが、続いて糖尿病、脳卒中、ガン、喘息が多くなっ

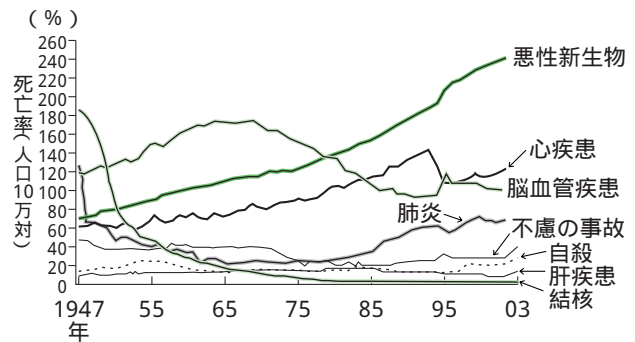
ている。これらは生活習慣病といわれるもので、いずれも長期にわたる治療を必要とする病気である。

また、第7図は人間ドック受信者のうち、肝機能、血圧など生活習慣病と関連があるとされる主要6項目で異常と判定された人の割合であるが、80年代から急速に異常の割合が高まっており、03年は前年に比較して減少したとはいえ、依然として高い水準にある。

このように世界一の長寿社会を実現したとはいえ、その中身は慢性的な病気で長期治療を要する半病人が増加しているのである。元気で長生きする人が減少する一方で、薬漬け、病院や薬局通いが増加しており、国民の健康度は大幅に低下している。

(注6)
生活習慣病とされるものにはガン、心疾患、脳血管疾患、糖尿病、高脂血症、高尿酸血症などがある。病気を発症させる要因には、病原体、有害物質、事故、ストレス（ストレスの原因）等の外部要因、遺伝子異常、加齢などの遺伝的要因、食生活、運動、喫煙、休養などの生活習慣要因をあげることができるが、生活習慣が深く関与しているものが生活習慣病と呼ばれている。したがって、生活習慣病を予防していくためには生活全体の見直しが必要とされるが、なかでも食生活と病気とのかかわりを重視する考えが強まっており、ガン、糖尿病、心臓病等は「食原病」ともいわれている。(注7)

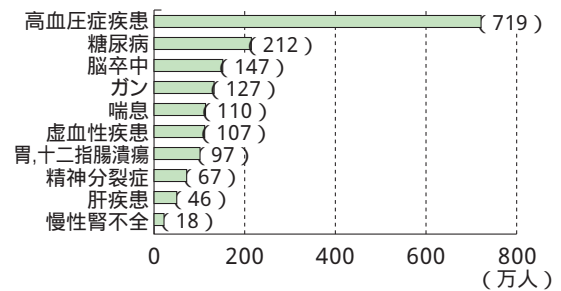
第5図 主な死因別にみた死亡率の年次推移



資料 厚生労働省資料

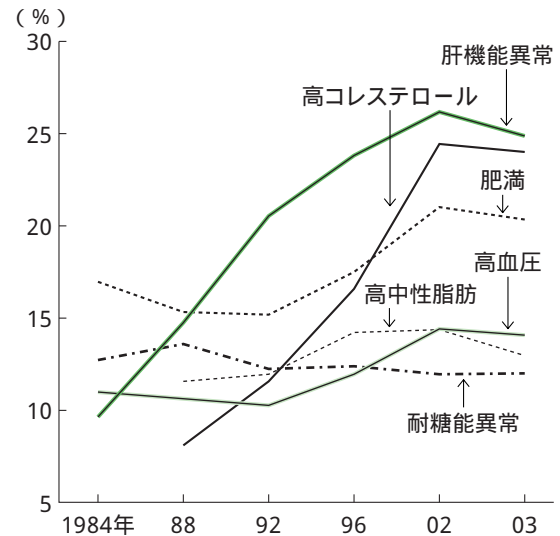
- (注) 1 94年と95年の心疾患の低下は、死亡診断書(死体検案書)(95年1月施行)において「死亡の原因欄には、疾患の終末期の状態としての心不全、呼吸不全等は書かないでください」という注意書きの施行前からの周知の影響によるものと考えられる。
2 95年の脳血管疾患の上昇の主な要因は、ICD-10(95年1月適用)による原死因選択ルールの特長によるものと考えられる。

第6図 主な病気の総患者数



資料 厚生労働省「患者審査」(1999年)

第7図 人間ドックでの6検査項目の異常割合



資料 (社)日本病院会「予防医学会報告(人間ドックの現況)」

(2) 食生活と健康との関連(事例)

ここで食生活の変化が健康を脅かすようになり、平均寿命が縮まったとして、大きく話題になった二つの事例を紹介しておきたい。

a 沖縄

健康長寿の地域として知られてきた沖縄が、00年都道府県別生命表(厚生労働省)で女性は平均寿命1位を維持したものの、男性は4位から26位へと大きく順位を低下させている。

この原因として、豆腐や野菜を多用し長寿食とされてきた沖縄の食事が、米軍基地が置かれている影響も手伝って外食や洋食が増加し、高脂肪、高たんぱく質の摂取過剰となり、糖尿病等の生活習慣病が増加し平均寿命低下を招いていると指摘されている。
(注8)

b 山梨県桐原村

桐原村は、山梨県の東端に位置し、東京都と神奈川県に接した山村であり、「長寿村」として全国に知られていた。しかしながら、昭和50年代後半には長寿率は急速に低下するようになってしまった。戦前から、麦、雑穀、イモを基本とし、これに多様な野菜・山菜を摂取するという伝統食が摂取されてきた。しかし、高度経済成長にともなう兼業、出稼ぎ等によって、伝統食が減少し近代食へと変化してきたことが大きく影響していることが指摘されている。
(注9)

(注6) ガン、心疾患、脳血管疾患等は、57年に、厚生大臣の諮問機関である成人病予防対策連絡協議会で、はじめて「成人病」が公式に使用された。成人病に糖尿病、高脂血症、高尿酸血症を加えたものが「生活習慣病」とされているが、これは96年、厚生省の公衆衛生審議会で最初に使用されている。

(注7) 衛生学者の近藤正二氏は、全国の990か町村を調査し、長生きの「一番の決め手になる原因は、若いころから、長い間、何十年と毎日続けてきた食生活にある」としている。(近藤正二・萩原弘道『日本の長寿村・短命村』サンロード)

(注8) 琉球新報ニュース2002年12月18日記事での、鈴木信沖縄国際大学教授談話。

(注9) 農文協文化部(1986)に詳しい。

5 最近の食生活見直しの取組動向

次第に食生活見直しが必要であるとの受けとめ方が広がり、00年には、農林水産省、文部省(当時)、厚生省(当時)の3省共同で、食生活の変化にともなう栄養バランスの偏りを是正するとともに、食料自給率の低下、食料資源の浪費等のさまざまな問題を改善していくための、次のような10項目にわたる食生活指針が策定されている。

食事を楽しみましょう。

1日の食事のリズムから、健やかな生活リズムを。

主食、主菜、副食を基本に、食事のバランスを。

ご飯などの穀類をしっかりと。

野菜・果物、牛乳・乳製品、豆腐、魚なども組み合わせて。

食塩や脂肪は控えめに。

適正体重を知り、日々の活動に見合っ

た食事量を。

食文化や地域の産物を生かし、時には新しい料理も。

調理や保存を上手にして無駄や廃棄を少なく。

自分の食生活を見直してみましょう。

しかしながら、食生活指針も掛け声倒れで、国民一般に浸透しているとはとても言えないのが現状である。

こうした状況をも踏まえて、食生活の見直しを学校給食、地域をも巻き込み、「食育」という観点から国民的取組みとしていくことをねらいとする食育基本法案が先の通常国会に提出された。これは議員立法として提出されたものであるが、時間切れで審議未了となったことから、あらためて次期国会で継続しての審議が見込まれている。

この主な内容は食育推進国民会議を設置し、食育推進基本計画を作成、学校給食での地域食材の利用割合などの数値目標を掲げて取り組むほか、保育所での栄養士の活用や食育推進ボランティアの育成等をはかろうとするものである。これによって、米を中心とする栄養バランスの取れた食生活の定着や地産地消などの取組みを展開し、地域の活性化や食料自給率の向上にも結び付けていくことをねらいとしている。

6 食性と健康

健康への不安、危機感は増大しており、着実に健康志向が増え、食生活と健康との

関係についての理解もすすみつつあるようにうかがわれる。また、先にみたとおり国をあげて食生活の見直し、食育に取り組む動きがあることも事実である。

ところでこうしたこれまでの理解、取り組み等のベースにある考え方は、あくまで栄養・効率主義、対処療法的なものにとどまったものが大半であることを強調せざるを得ない。もちろん、栄養バランスは重要な、欠かせないものであるが、そこには人間の体そのものがもつ能力についての理解に乏しく、生命力や自然の摂理に対する尊重の念にも欠けるのである。すなわち、すべてが栄養なり効率に還元され、サプリメント的な安易なバランス論があまりにも横行しているように思われる。本来的な健康を獲得・追求していくためには、「食性」、すなわち「Homo sapiensとして持っている食性^(注10)に対する能力」について十分理解しておくことが大前提となる。食性を明確にしておくことが、食生活見直しの真の出発点となるのである。

(1) 食性と食生活

食生活はさまざまな要因、背景が複雑に折り重なることによって変化してきたが、ここ50年前後の変化はきわめて大きく、かつ急激であった。戦後の生活改善運動や学校給食等がこうした大変化をもたらしたわけであるが、これだけの短期間での変化は、まさに食生活変化の実験ともいわれるように、世界でもきわめて特異なものであったとされている。

ここで重要なことは、食べ物、食べ方が大きく変わってきた一方で、これを吸収し、エネルギーとして利用・発揮していく人間の体がこの変化に追いついていけずにいるということである。すなわち新人（ホモサピエンス）が登場して十数万年といわれているが、十数万年、さらには新人類となる以前からの食生活が人間の遺伝子に刻み込まれてきたわけで、50年という、人類史にはごくごく短い期間での食生活の急激な変化は、体がもつ変化への対応能力の限界を上回ってしまっているのである。

先にみたように生活習慣病が増えているが、これらの主な原因は、高たんぱく、高脂肪、低糖質の食事にあるとされている。量的にも質的にも、人間の体が持つ能力を超えた食生活の変化が大きく原因しているのである。食性を踏まえて栄養バランス、カロリー摂取等を考えていくことが必要となる。

（２）食性 ——何を食べるか——

人間は基本的に、その土地で最も食料として獲得しやすいものを食べてきたのであり、これが遺伝子の核となっている。ここで問題になるのが、人間、特に日本人にとっての、肉食と牛乳の飲用である。これは、人間はそもそも雑食性なのか、それとも植物食であるのかという議論と絡んでくる。

a その土地のものを食する

これについての一つのアプローチが人類史的視点からのアプローチである。「ヒト

が頭髮、陰毛や腋毛を除くと体毛に乏しいこと、汗腺が発達していること、手指や歯の形態や、消化酵素の分泌の仕方が植物性の食品、とくにでん粉を含む食品の摂取に適している^{（注11）}ことから、「ヒトの起源の地は気温が高く、かなりの降水量があり、湿度が高く、食用植物資源に恵まれている地域であったと推定^{（注12）}」できるとしている。

ホモサピエンスは熱帯地域から、人口の増加、気候の変動等にもともなう食料の減少・不足等によって、食料確保が可能なあらたな地域を求めて移動し、生活圏を広げていったものと考えられる。

生活圏を拡大しながらも、基本的には、高度な文明が発展するまでの間は、ごく限られた道具と運搬手段しかなく、その土地で食料としてより容易に確保可能なものを中心に食するしかなかったのである。そして、それぞれの土地は、気温、降雨量、日照時間、土質等が異なっており、おのずとそこで生育する植物は大きく異なるとともに、そこに生育できる動物の種類なり、量も決まってくる。

したがって、高温多湿で生態系が豊富な地域では植物、穀物が食される一方で、乾燥した地域では草を家畜に食べさせ、これからもたらされる食肉、牛乳等が中心の食生活にならざるを得なかった。こうした典型がエスキモーで、氷に閉ざされ植物がない中、ほとんど唯一の生物であるアザラシを食料とし、これを生で、かつ丸ごと食することによって必要なビタミン、ミネラルを摂取することを可能としたのである。

b 穀物食が中心

人間の体の形態からのアプローチもある。人間の歯は臼歯20本，切歯8本，犬歯4本の，臼歯5：切歯2：犬歯1となっている。犬歯は肉を引きちぎるのに便利な歯であることから，人間は肉食も含めた雑食性であるとみられがちである。

これについては，犬歯は「肉を噛み切ることが目的ではなく，身を守るための武器としての役割^(注13)」を果たしているにすぎないとされている。そして「臼歯は数も多くもっとも発達している。ウシ，ウマ，ヤギなども臼歯がよく発達しているが，これらの草食動物とは違って，イネ科植物の茎葉などはヒトの食糧ではない。臼歯の形態もこれらの動物とヒトの違いが大きい。これは植物を食べるといってもヒトとこれらの動物とが食物で競合しないことを示しており，ヒトでは穀類を咀嚼するのに適した形態とな^(注14)っており，穀物食が基本であるとの見方が有力になりつつある。

これをさらに裏づけるのが，人間のみがでん粉を分解する消化酵素であるアミラーゼをたくさん分泌するというこ^(注15)である。肉食動物であるライオンやトラはアミラーゼを分泌しないだけでなく，植物食をする動物でもでん粉質が大きな意味を持たないウシやウマでは，ウシは唾液アミラーゼを分泌しながらも活性が低く，ウマは分泌が^(注16)ゼロという事実である。

c 日本人と欧米人の異なる食性

牛乳を飲んでも消化できずに下痢をする

人が多い。これは牛乳を分解するのに要するラクターゼ（乳糖分解酵素）が欠乏していることによる。

このラクターゼを豊富に分泌するのはヨーロッパのアルプス以北，また，アラビアのベドウィンや北ナイジェリア，東アフリカの遊牧民に限られており，むしろ持たないところが多い。「哺乳動物は，いうまでもなく，幼児期には乳を飲めなければならないが，そういう哺乳動物が，大部分の人間をふくめて，成長し，大人になると，ラクターゼ酵素を生産する能力をなぜ失うのだろうか。これには，自然淘汰はふつう，有機体にとって役にたたない化学的，物理的特徴はみすてるのだ，という説明が可能^(注17)だろう。」牧草以外は生態系が乏しい北ヨーロッパや乾燥地域である中東，アフリカの一部遊牧民だけがラクターゼを持つのは，「くりかえしおきる突然変異の結果，ラクターゼ保有期間を大人まで延長する遺伝子は，きわめて頻度は低いものの，存在していた（このことは，ある種の猿における成獣のラクターゼ保有率からうかがえる）。搾乳できる動物をもっていた一部の集団のあいだで，成人ラクターゼ余裕遺伝子の拡散に自然淘汰がはたらくようになったのは，約1万年前の反すう動物の家畜化がはじまってからのことである。現在，児童・成人のラクターゼ保有率の高い集団は，どれも，なんらかの家畜反すう動物の乳を飲む長い歴史をもっている^(注18)のだ。」

また，腸の長さも日本人と欧米人とでは大きく異なる。「植物になじんできた日本

人の腸は、肉食のヨーロッパ人より長い。日本人の場合、平均7.6メートル、ヨーロッパ人では5メートル以下と短い。胃の容量も1.5リットルに対し1リットルと差がある。^(注19)

このように米、野菜をはじめとする植物性食物が豊富な世界で歴史を育んできた日本人と、家畜によって肉食・乳食文化を形成してきた欧米人とでは、体の形態・機能がけっこう異なっている。異なる自然条件からもたらされる異なった食料をもって生きていくことができるよう、遺伝子レベルでの適合を繰り返してきた結果であり、そうした中で食生活、食文化がつくられてきたのである。

(3) 食性 ——どれだけ食べるか——

a 3食に至るまでの歴史

現代では、ほとんどの人が、1日3食を摂るのは当たり前であり、3食摂ることに何ら疑いをさしはさむことはないであろう。しかしながら、1日3食摂るようになったのは、ごく近代の話にすぎない。

すなわち、「その昔、日本でも人が自然の狩猟者に近い暮らしをしていた時代は、空腹になったら食物を求めて狩猟・採集するという生活をしていたに違いありません。おそらく奈良時代あたりまでは、狩猟と農耕を兼ねていたでしょうから、食事は1日1食、1日の労働が終わった最後に摂るのが普通でした。2食になったのは、栽培農耕が可能になり、食糧が保存できるようになってからと思われます。」^(注20)「三度の食

事を摂るようになったのは、鎌倉時代、永平寺の開祖道元が、中国からその習慣を持ち帰ってからとされています。それが次第に支配階級や僧侶たちの間に伝わって、武士階級がすべて朝・昼・晩の3食を摂るようになったのは、江戸時代中期以降のことです。

それが町民の間にも普及し、明治維新によって武士階級が崩壊して新政府が平民を集めて軍隊を作り、彼らに武士階級と同じ食事方式を採用したので、1日3食の習慣が全国的に普及するに至ったのです。^(注21)

1食、食べはぐれただけで体のエネルギーがなくなってしまったように感じたり、食事時間がきたら決まって空腹感を感じるのは、まさに3食が習慣化した結果であり、条件反射でもある。

ここで、消化吸収したものがエネルギーになる、あるいは脂肪となって蓄積される仕組みをみておきたい。^(注22)

食事を摂ると、ご飯やパンなどの炭水化物は消化され、小腸からブドウ糖として血液中に吸収される。

ブドウ糖の一部は当面のエネルギーとして使われ、残りはインスリンの力を借りて、筋肉や肝臓にグリコーゲンとして蓄えられる。

筋肉や肝臓にストックされる量は限られていることから、余ったブドウ糖は脂肪として蓄えられる。

消化吸収されて血液中に入ったブドウ糖は、筋肉なり脂肪のかたちで蓄えられるが、その際は血液中のブドウ糖は減少する

とともに、空腹感が生じる。食後4時間ほどたって空腹感を覚えるのは、そのころが血糖値が最も低くなるためである。

ここで空腹感につられて食事を摂ると、あらたに消化された炭水化物はブドウ糖として血液中に入る。

筋肉も肝臓も、この状態では前に摂った分がグリコーゲンとして蓄えられて満杯状態にあるため、あらたに吸収されたブドウ糖は脂肪に変えて蓄えられる。

のように食事はとらずに活動していれば、筋肉や肝臓に蓄えられたグリコーゲンがエネルギーとして使われる。さらに足らなくなった分は脂肪として蓄えられた分がブドウ糖に変えられる。

脂肪を取り崩して血液中にブドウ糖が補給される間は、血糖値がある程度回復して空腹感が解消される。

の状態になってから食事をすると、血液中には既に脂肪から補われたブドウ糖があるため、食べるとすぐに血糖値が高くなるため、早く満腹感が訪れることになる。

以上から理解されるように、脂肪を消費せずに食事を取り込む一方だと、ブドウ糖を脂肪に変えるインスリンが大量に分泌され続け、そのうちに必要なだけのインスリンが分泌されなくなり、脂肪に変えられないブドウ糖は行き場がなくなって、尿の中にすてられることになる。これが急速に増加している糖尿病であり、一定の肥満の後に発病する。したがって、あまり食べ過ぎないよう、～のようなリズムで食事と活動を行うことが大切となる。

ここでしっかりと押さえておかなければならないことは、人間の体は基本的に食料が不足する事態には脂肪等を分解しエネルギーに転換することによって対応していく高い能力を有しているが、過食による脂肪等での蓄積能力は非常に限られているということである。これも長い間の人類と食との関係、すなわち食料の保存を含めて確保が困難であった長い歴史の中で、こうした機能を獲得するに至ったのである。

(4) 食性 ―いつ味覚を獲得するか―

このところ味覚教育の重要性が強調されるようになってきたが、母乳から、母乳以外の食物へと切り替わる時期は子供の味覚形成にとってきわめて重要である。

「離乳は出生後の個体にとってもっと大きな変化であるといえる。…母体からの呼吸の独立、排泄の独立に続いて起こる栄養摂取の独立であり、この段階で生物学的に個体が母体から独立したと考えられるからである。それと同時に、離乳からしばらくの期間は新しい食物になれるための時期であり、食物の選択、味覚のトレーニング、咀嚼などの食習慣の形成に関わる時期である^(注23)」とされる。

味覚がほぼ出来上がるのは10歳前後であるといわれており、学校給食もさることながら離乳食を含む家庭での食事がきわめて重要であり、味覚教育の基本となるのはあくまで家庭での食事である。

(注10) 島田彰夫「身土不二の思想」(『環』vol.16 2004 Winter) 81頁

- (注11) 島田 (1991) 52頁
 (注12)(注11)に同じ。52頁
 (注13)(注11)に同じ。80頁
 (注14)(注11)に同じ。80頁
 (注15)(注11)に同じ。81頁
 (注16) 長崎 (1994) 24頁「食肉依存の西欧諸国でも、たとえば500年以前まで遡ると、主食は肉ではなく、パンまたはそれに類似した澱粉食であった。肉食への移行を可能にしたのは、新大陸の発見、植民地化の成功によって、新しい土地に穀類の生産の場をつくり、これを餌にした家畜の大量飼育が可能になったためである。」参考までに興味深い記事を引用しておく。
 マーヴィン (2001) 146頁「アメリカ人が一番よく食べていた肉は植民地時代も、前世紀も、牛肉ではなかったという事実だ。… アメリカで牛肉消費が実質的に豚を越えるのは、ようやく1950年代になってからである。」
 (注17) マーヴィン (2001) 188頁
 (注18) マーヴィン (2001) 189頁
 (注19) 長崎 (1994) 28頁
 (注20) 小山内 (2003) 47頁
 (注21) 小山内 (2003) 48頁
 (注22) 小山内 (2003) 35～38頁を要約
 (注23) 島田 (1991) 75頁

7 食原理からの食生活の見直し

食生活の見直しにあたっては、食性から導かれる食原理を明確化すると同時に、現在の社会文化的状況を踏まえての味覚教育のあり方がポイントとなってくる。

食性からの食原理

食性からしっかりと踏まえておくことが必要とされる基本的事項は次のようになる。

- ・ 基本は、穀物食に野菜、そして魚の日本型食生活。^(注24)
- ・ 基本を大事にして、時々アラカルト^(注25)の料理をも楽しむようにする。
- ・ 腹8分目にして、空腹感を感じた後も活動をしばらく続けた後に食事を。

- ・ できるだけ地元の農産物を中心とした食事を。身土不二、地産地消が重要。
- ・ できるだけ丸ごといただく。全体食（精製糖や食塩等も使わない）。

地域での味覚教育

上でみた、食原理に基づいた食生活を、「おふくろの味」として物心ついた時からなじんでいくことが本来であり、健康にいいと同時に、日本型食生活を嗜好する味覚を育てることになる。

しかしながら先にみたように、家庭の食生活は乱れ、「ビュフェ式食卓」「バラバラ食」ともいわれる実態にある。しかも、こうした食事の作り手である母親の味覚をまで変えていくことは困難である。40歳代半ばまでの母親は、学校教育で調理実習よりも食品を主要栄養素で分類、1日の栄養所要量を満たす工夫を強調されてきた。味覚形成期にあたる乳児、幼児を抱える主婦層は、まさにこの世代に該当するとともに、若い母親はコンビニを利用して育ってきた世代でもあるだけに、自らの力だけで「おふくろの味」を取り戻し、子供の味覚を導いていくことは困難である。

このように家庭での食生活の見直しが期待できないとすれば、家庭に変わる役割を期待し得るのは学校給食ということになる。^(注26)しかしながら、地元産食材を利用している学校給食が増えてはいるものの、全般的には栄養数値重視に偏っているとともに、給食運営の効率化に追われ、実態としては子供の食いつきと評判ばかりを気にした無国籍メニューが多く、せっかくの米飯

給食も混ぜご飯等主体で、白米が出されることは非常に少ない。こうした現状にある学校給食では、一部を除いて変革力は期待しがたい。

したがって、食生活指針の徹底や、栄養数値重視により結果的に伝統食を風化させてきた栄養士等の活用にも重きを置いた食育推進に大きく期待することはできない。

ここであらためて確認しておけば、子供の食生活を規定しているのは基本的に母親であり、味覚形成期の後半にある子供の食事に大きくかわかり、影響力を有しているのは学校給食である。そこで食生活見直しのターゲットは母親と学校給食となる。この両者をつなぎ、食原理を踏まえた伝統食、「おふくろの味」の伝授役と、食性や食原理を無視した食生活が大きく健康に影響し、現状の食生活が健康をむしろんでいることを伝えるメッセージ役とを組み込んだシステムが求められることになる。

すなわち、「食育」の概念は、伝統食、日本型食生活を伝授し、味覚にこれらをしっかりと刻み込ませる「味覚教育」、食と健康との関係、食性や食原理を教える「健康教育」、食材がいかにして作られるのか、また肌で農業を体験する「食農教育」の三つの柱で構成されるべきであると考ええる。

このためには、おじいちゃん、おばあちゃん、農家をはじめとする「地域の力」を発揮して食生活を見直し、健康を確保していくしかない。具体的には、地域ぐるみでの総合学習の柱に食を据え、子供、母親、栄養士、さらにおばあちゃん、保健士、学

校医、これに地元で食材を生産している農家等も加わっての総合的な取り組みであることが望ましい。基本的には、食育だけにとどまるものではないが、学校教育そのものがもっと地域に埋もれた人材を活用していくことがポイントとなる。さまざまな職業体験を持った子供たちの両親、おじいちゃん、おばあちゃん、さらには学校を卒業したOB、OG等人材は埋もれている。学校が地域の核となり、教育を中心にコミュニティーを形成していくことが必要なのである。こうした関係性の中にあってこそ、味覚教育、健康教育、食農教育からなる食育が推進可能となり、ここに唯一、食生活を見直し、健康を維持・回復していく可能性が開かれていくように考えるのである。

そして健康の基本は、食材はもちろんのこと、コミュニケーションをも含めた身土不二にあり、こうした取り組みはおのずから地産地消、適地適作、地域社会農業とも一体化したものとなってくるとともに、スローフード運動とも連動してこよう。

(注24) 長崎(1994)115頁「室町時代は農業の発展によって米の収穫量が増加し、一般庶民も経済力のある人たちは米を常食とするようになった。米食にともなう、さまざまな面で日本の食文化が花を咲かせ、現代の日本人の食生活の基本が形成された時代であった。漁業の場合も例外ではない。沿岸漁業はもちろん、沖合漁業の芽は、室町時代に形成されており、大謀網、曳網なども大規模になってきた。」

(注25) 島田(1988)112頁「肉食や乳食は、生活圏の拡大に伴って生じた代用食文化であるといえる。」

(注26) フランスやヨーロッパでは味覚教育に熱心であるが、その中心的役割を果たしているのはシェフたちで、ボランティア的に子供の料理教室等を開催している。

8 おわりに

本稿の結論は、食生活の見直しを本格的にリードする力は、健康面での不安・危機感しかないこと、人類が生きてきた歴史の中で遺伝子に刻み込まれてきた食性、人間と食との本来的関係を無視しては本質的な健康の回復・向上は困難であること、食生活の見直しは地域のもつ総合力を発揮し、学校給食の場を活用しながら基本となる家庭の食事を変えていくしかないこと、に尽きる。そして、伝統食、日本型食生活、「おふくろの味」は、長い歴史の中での知恵と工夫によって食性に対応した食生活として形成されてきたものなのである。

最後に、基本スタンスに関係することで、これまで触れることができなかったいくつかの点について敷衍しておきたい。

第一は、健康は「息・食・動・想・環」^(注27)によって維持されるということである。健康と食の関係は本稿でも述べてきたように、きわめて密接・重要であるが、健康は息(=呼吸)、動(=運動)、想(=ストレス)、環(=環境)も含めた総合的な取り組みによってもたらされるものであって、一つだけでことが足りるというものではない。総合的なバランスが大切である。

第二に、本質的な食生活見直しの基本には、欧米コンプレックスの排除と、食文化を含む日本文化に対する誇りが必要である。日本人の乳類や肉類の歴史は限られたものであり、「ヨーロッパ人と比べると、

はるかにヒト本来の食性に近い食生活をしてながら生活できたことは、日本人の食生活の後進性を意味するのではなく、その生活環境にめぐまれていたことを示している^(注28)ということを知らなければならない。」

第三に、何を選択して食べるか、また健康のために食生活を見直すかどうかは、あくまで国民1人1人の自己責任にゆだねられている。医療費にかかる政府予算8兆1千億円(04年度)、医療産業のマーケットが30兆円といわれ、年金財政が悪化する中で、元気で長生きしていくことがますます求められる。不健康で長生きするだけの対処療法的行動様式から脱却し、早く食生活の見直しを含む予防医学的観点からの取組実践が望まれる。

(注27) 瓜生(1991)

(注28) 島田(1988) 113頁

<参考文献>

- ・安田喜憲(2002)『日本よ、森の環境国家たれ』中公叢書
- ・小山内博(2003)『生活習慣病に克つ新常識』新潮選書
- ・瓜生良介(1991)『快医学』徳間書店
- ・竹熊宜孝(1983)『土からの教育』地湧社
- ・戸田博愛(2001)『食文化の形成と農業』農山漁村文化協会
- ・島田彰夫(1988)『食と健康を地理からみると』農山漁村文化協会
- ・島田彰夫(1991)『動物としてのヒトを見つめる』農山漁村文化協会
- ・島田彰夫(1994)『食とからだのエコロジー』農山漁村文化協会
- ・幕内秀夫(1995)『粗食のすすめ』東洋経済新報社
- ・マーヴィン・ハリス(2001)『食と文化の謎』岩波現代文庫
- ・長崎福三(1994)『肉食文化と魚食文化』農山漁村文化協会
- ・沼田勇(1978)『病は食から』農山漁村文化協会
- ・農文協文化部(1986)『短命化が始まった』農山漁村文化協会

- ・『環』vol.16 / 2004 Winter (藤原書店) ~特集「『食』とは何か」
- ・『農業と経済』2004年9月号(昭和堂)特集「『食育』何を目指しているのか」
- ・足立恭一郎(2003)『食農同源』コモンズ
- ・鈴木猛夫(2003)『「アメリカ小麦戦略」と日本人

の食生活』藤原書店

- ・幸田亮介(2004)『お米が主食でなくなる日』イースト・プレス
- ・安達巖(1993)『日本型食生活の歴史』新泉社

(常務取締役 蔦谷栄一・つたやえいいち)

農業は輝く未来産業

「日本農業は壊滅的な危機にある」。農村でよく聞く言葉である。「そうだよな、大変だもんなあ」と思いながらも、何か引っかかる。違和感といってもいい。危機感を表明した後、たいていの人が「農業の将来は暗い。もうやっていけない」という悲観論一色になるからである。

農業の実態を見ると、確かに悲観的にならざるを得ない。農業者の高齢化はものすごいスピードで進んでいて、農業就業人口に占める65歳以上の高齢者の割合は、1990年には36%だったのに、03年には56%になっている。10年を待たず、彼らはリタイアするだろう。彼らの耕している農地が、農村に残った比較的若い農業者に集められるのならいいのだが、そうならない。耕作放棄地や不作付地が増え農地は荒れ果てたままになっている。日本農業の体力は確実に落ちている。しかも、WTO農業交渉で一層の市場開放が求められ、安い農産物の輸入圧力が強まるばかりだから、日本農業の将来を憂えるのも一理ある。

しかし、考えてみれば、私たちの生存に不可欠な食料を生産する農業が危機であったり、なくなったりしていいはずがない。日本農業の未来像が暗いとすれば、それは農業それ自体が本来的に抱えている問題ではない。これまでの日本農政の誤りが日本農業の展望を暗くしているのではないか。命をはぐくむ農業は未来産業であり、輝いているはずである。

農業をこのまま衰退させるわけにはいかない。モノとしての農産物はお金さえあれば買える。しかし、農業生産の場である農村は国民にとって大切な環境であり、その空間はお金で買うことができない。いわば、かけがえのない公共財なのである。国民に安全で豊かな食生活を提供するのが農業の責務だが、その国の消費者に支えられた農業が農業者の生活を向上させ、国内農業の持続的な発展が美しい農村の景観と地域の伝統文化を守る。

いまは市場経済の時代である。市場原理には欠陥があるとはいえ、市場経済に代わるシステムはないから、それに対応しなければならない。国際化時代のいま、日本農業が生きのびるには、消費者が海外産農産物と比べて国産を選択してくれるような競

争力を持たなければならない。「国内農業は大切だから守れ」といくら叫んでも、国民から支持されない農業なら、いくら保護策を講じてもその存続はおぼつかない。

いたずらに悲観に陥ることはない。日本農業には競争力回復の潜在的な力がある。農政はそれを引き出せばいいのだ。ここに農政改革のポイントがある。これまでの農政は潜在力を発揮させようとしてこなかった。むしろ、潜在力を発揮させようとする意欲的な農業者のやる気をなくし、「お上」にぶら下がっていればやっていけるというモラルハザードを引き起こしてきたのではないか。農業者が悪いのではない。農政に責任があった。食料・農業・農村政策審議会が現在取り組んでいる基本計画の見直し作業では、ぜひこの点に留意してもらいたいものだ。

農業再生の道はあるのか。具体的に語る紙幅はないが、もちろんある。生産性を向上させて国際競争力を取り戻す。それには規模拡大が有効で、経営規模の小さい日本農業にはその余地はあるという。しかし、競争の場はコストや価格だけではない。安売り競争の土俵に乗らない製品の差別化による競争こそ、品質にうるさい消費者に鍛えられた日本農業の得意分野である。

また、経済のグローバル化につれ、国際ルールから外れた農政は許されない。農産物市場の開放が避けて通れないのなら、それに背を向けて逃げるのではなく、正面から向き合うべきである。勝ち抜く力はある。

「日本農業は弱い」という思い込みに、今日までの農政の混迷の原因があったのではないか。「日本農業は弱い」がゆえに、農業団体は「輸入自由化反対」を叫び、かつて「生産者米価引き上げ」の理由にし、一方の産業界は「競争力のない国内農業不要論」をはき、「海外からの安い農産物の輸入」を平気で口にした。農業団体も産業界も「日本農業は弱い」という同じ前提の下で、論争をしてきたのである。

私は日本農業が弱いとは思わない。現実には、新しい芽が出ているのではないか。根拠のない楽観論は罪作りだが、日本農業の可能性はある。

（朝日新聞編集委員 村田泰夫・むらたやすお）

青果物取引の相対化と価格形成の課題

——卸売市場流通の諸原則を考える——

〔要 旨〕

- 1 スーパーにおける青果物の取扱い、標準化やマニュアル化が進んでおり、機能的で計画的なオペレーションがおこなわれている。こうしたスーパーの日常的な仕入や店舗配送等のニーズが卸売市場流通に大きな影響を及ぼし、青果物取引の相対化や商物一致原則の緩和、転送の増加等を推し進めた。
- 2 青果物の基幹的流通においては、周年を通じた安定調達、数量の確保、効率的な配送・物流が必要である。こうしたニーズは、主として卸売市場の物流、決済、情報処理機能等を通じて実現しており、相対取引を基軸としておこなわれている。実際におこなわれている相対取引の態様は各市場により異なるが、現実的必要から慣行的に形成されてきた。
- 3 卸売市場で実現している価格は、全体としては平準化傾向にあるが、地域性や市場の性格などにより相違がある。特に主要消費地市場における主要品種の平均価格が青果物の価格形成に与える影響が大きい。青果物の価格形成において大消費地圏の中央卸売市場と主要産地の役割が大きくなっている。
- 4 相対取引は実需者ニーズに対応した取引方法といえるが、価格の決定過程や取引の透明性が確保されないという課題が指摘されてきた。こうした欠点を克服するため、入荷情報による入札取引や前日情報せり等様々な試行・実験もおこなわれているが、決定的な方法の確立に至っていない。また青果物取引のEDI化・取引電子化は重要な課題でありモデル事業も進められているが、価格形成がビルトインされているとはいえない状況にある。
- 5 相対取引の公平性や透明性、公開性の確保のためには一層の情報開示が求められる。また、消費地市場と共に主要産地の役割が極めて大きく、指標銘柄や指標市場の充実が必要である。卸売市場における価格形成は、系統共販や卸売市場流通の諸原則にかかわる本質的課題を内包しており、組織的にも思い切った構造改革への挑戦が求められる。

目次

はじめに

1 スーパーのニーズと卸売市場流通の変化

- (1) スーパーにおける青果物の取扱い
- (2) 店舗配送の必要と相対取引化
- (3) 物流ニーズと商物一致原則の緩和
- (4) 地区仕入と転送の増加

2 相対取引の態様と価格形成

- (1) セリ原則からの乖離
- (2) 相対取引の態様
- (3) 卸売価格の全国的な平準化
- (4) 主産地の実現価格

3 相対取引による価格形成の課題

- (1) セリ原則との関連
- (2) 相対取引の価格形成方式の未確立
- (3) 価格形成方式の模索
- (4) EDI化・取引電子化と価格形成

4 流通施策の重要性と系統の課題

- (1) 情報の一層の公開
- (2) 主要産地の役割と指標銘柄の充実
- (3) 品質評価の課題
- (4) 系統共販との関連

むすび

はじめに

青果物の卸売市場流通は、系統共販と表裏一体をなすものであり、卸売市場で形成される価格が、公正で信頼できるという前提で成り立っている。卸売市場は公益的役割を担うものとして、法律や条例、業務規則などで規制され、生産者や系統組織の信頼の源泉となってきた。

卸売市場は、需給を反映した公正な価格を形成し、効率的な流通機構を実現することを大きな目的としている。こうした卸売市場流通をめぐる構造変化として、小売店が減少し、スーパーのウェイトが高まったことがあげられる。これに伴い、青果物の実態取引においても、セリ取引や入札取引が減少し、相対取引化の方向に進んでいる（第1表）。

^(注1)
相対取引は、実需者ニーズに対応した方式として定着してきたが、一方で、価格の決定過程や取引の透明性が確保されないという課題が指摘されてきた。本稿ではスーパーのニーズが卸売市場における取引に大きな影響を及ぼしてきたことを概観し、青果物取引の相対化に対応した価格形成について考察をおこなったものである。

（注1）本稿では、卸売市場法上の相対取引を対象とした。

第1表 中央卸売市場におけるセリ（入札を含む）の割合の推移

	1985 年度	91	94	97	99	02
青果	75	62	58	51	46	29
水産物	39	35	32	31	29	25
食肉	90	86	86	90	90	91
花き	99	89	85	79	74	61

資料 農林水産省総合食料局流通課調べ
（注）金額ベース。

1 スーパーのニーズと 卸売市場流通の変化

(1) スーパーにおける青果物の取扱い

スーパーの食料品部門における青果物のウェイトは、食料品取扱高の約14%前後を占めていると推測される(第2表)。実際スーパーの青果売場は、企業や立地条件、店舗規模等による違いはあるものの標準化やマニュアル化が進んでいる。青果物売場は、平台のフロアと冷蔵ケースで構成させ、かなり類似したものとなっている。平台のフロアは果物、重量野菜、土物野菜、きのこ類、イベント物などが置かれ、冷蔵ケースは葉物野菜、果菜類、サラダ野菜、カット野菜などで構成されることが多い。

青果物の仕入は、大きく言って本部仕入と地区仕入に分かれている。本部仕入では、量的に調達の多い青果物や輸入青果物を取り扱っており、配送センターなどを経由して各店舗に供給している。地区仕入では、仕入販売担当のエリアマネジャーなどが地

域の卸売市場などを通じ、鮮度や機動性が要求される青果物の調達や地場野菜などの仕入にあたっている。

スーパーの各店舗では、常時100アイテムを超える青果物を取り扱っており、日々の販売動向や在庫の状況を常時把握し、売れ筋商材の確保や品揃え発注といった定型的オペレーションが非常に重要な機能となっている。スーパーの仕入行動は、高度に機能化され、組織的計画的におこなわれており、卸売市場における取引形態にも大きな影響を与えた。^(注2)

(注2) 量販店参入の態様と卸売市場価格への影響については、山下(1983)などの先駆的業績がある。

(2) 店舗配送の必要と相対取引化

スーパーは、各店舗における日々の必要数量を確保するという基本的なニーズを持っている。このため開店にあわせた調達、鮮度の確保、交通事情など様々な要因を背景として、市場のせり取引に先行する「先取り」がおこなわれるようになった。「先取り」とは、青果卸売業者と仲卸業者、売

買参加者の間でおこなわれる「販売開始時刻以前の卸売り」をいう。せり取引の前に、入荷した野菜を場外に運び出す取引である。

「先取り」の拡大に伴い、産地別、品目別、等級別の仕切価格をどうするかが課題となり、当初から価格形成上の不透明性が指摘されてきた。このため、制度的には「販売開始時刻以前の卸売り」「予

第2表 スーパーの食料品部門の売上構成

(単位 %)

	A社	B社	C社	D社	E社	F社	6社計
青果	13.8	12.9	14.7	16.2	15.1	12.9	14.4
鮮魚	11.3	9.5	12.3	12.9	11.4	10.6	11.4
精肉	10.7	9.9	11.6	11.9	11.5	8.4	10.9
(生鮮計)	35.8	32.2	38.5	40.9	37.9	31.8	37.7
惣菜	10.5	12.7	7.9	27.9	8.0	9.9	13.2
日配品	23.0	20.0	22.1		21.9	26.3	18.3
加工食品	30.7	27.6	31.5	31.2	32.2	32.0	30.8

資料 各社の03年度決算速報から作成

(注) 6社の店舗数は合計で610店舗である。

約相対取引」が導入され、制度化されてきた。

仲卸業者がスーパーと取引する場合、ほぼ1週間ぐらい前に受注し、事前に受注した産地・規格の数量を確保し、かつ開店時間までに納入することが必要な要件となる^(注3)。このため、せり取引とは異なる「先取り」、予約取引、特定物品相対、予約相対等の取引形態に依存しなければならない状況があった。

(注3) 仲卸業者のスーパー対応については、坂爪(1999)などによる。

(3) 物流ニーズと商物一致原則の緩和

商物一致原則の緩和も、スーパーの物流ニーズやバックヤード機能の外部化と深く関連している。スーパーは店舗効率をあげるため、バックヤードでおこなっていた作業を外部的化しようとする傾向にある。店舗向けの一時ストック貯蔵、配送、パッケージ作業などの物流ニーズに対応するため、スーパーは商物分離型の取引を進めた。

卸売市場流通は現物取引を前提として、商物一致を重要な原則としてきたが、制度上は商物分離も例外的に認められてきた。

商物分離のニーズは、特に配送センターを通じて各店舗に供給する本部仕入形態に対応している。スーパーは、各店舗に対し必要な日時、産地・規格、ロットでのデリバリーをおこなわなければならない。特に生鮮青果物は一般の加工食品に比べて、物流や店舗オペレーションが非常に重要で、開設区域内の気付配送など実質的な商物分

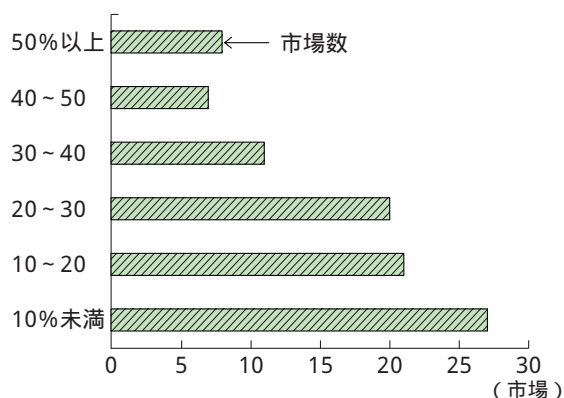
離は広くおこなわれている。

(4) 地区仕入と転送の増加

地方都市の中央卸売市場や地方青果市場の場合も、実需の大層をスーパーに依存するようになって^(注4)いる。特に地域を拠点とするスーパーや地域に存在するスーパーの店舗への供給がウェイトを増している。

一般的には地区の仕入販売担当のエリアマネジャーやSVなどが、地方の卸売市場を担当している。販売金額の多い青果物は本部仕入による配送が主体であるため、地方の卸売市場からの仕入は本部仕入に適合しない品目を扱う傾向が強い。地方の卸売市場の場合、消費地市場としてのアピールが弱い^(注4)ため、産地が直接仕向ける品目は限られる。また、地域の消費量も限られるため、単品を大型トラックで輸送するだけのロットがまとまらない。このため、転送による調達に依存する傾向にあり、他市場から混載して調達する形態が多くなっている(第1図)。スーパーとの取引は多くの場合

第1図 地方青果市場における転送依存度の分布



資料 農林水産省統計部「青果物卸売市場調査報告」

相対取引であり，週間値決め等で取引する形態が多い。

（注４）中安（１９９６）では，愛媛県における青果物の流通の実態が詳しく紹介されている。

２ 相対取引の態様と価格形成

（１）せり原則からの乖離

中央卸売市場における売買取引の方法は，各市場ごとに市場関係者が協議をおこなない，業務規則に売買方法を定めることになっている。卸売市場法では，生鮮食料品等の特性に応じ３つの区分を設け，売買方法を定めるよう規定している（第２図）。

現在の卸売市場法の前身である中央卸売市場法は，１９２３年の制定時，せり売を原則的な売買方法とした。１９６１年改正で，入札

取引を原則に加え，特定物品の相対取引を例外に認めた。１９７１年の卸売市場法の制定においては，大規模小売店舗の設置が全国的に進む中で，せり売・入札取引以外の売買方法を認め，相対取引が法的に位置付けられた。さらに１９９９年の改正では，生鮮食料品の区分に応じ業務規則で売買方法を定めることが規定され，せり原則は，法律上も大きく緩和されることになった。

（２）相対取引の態様

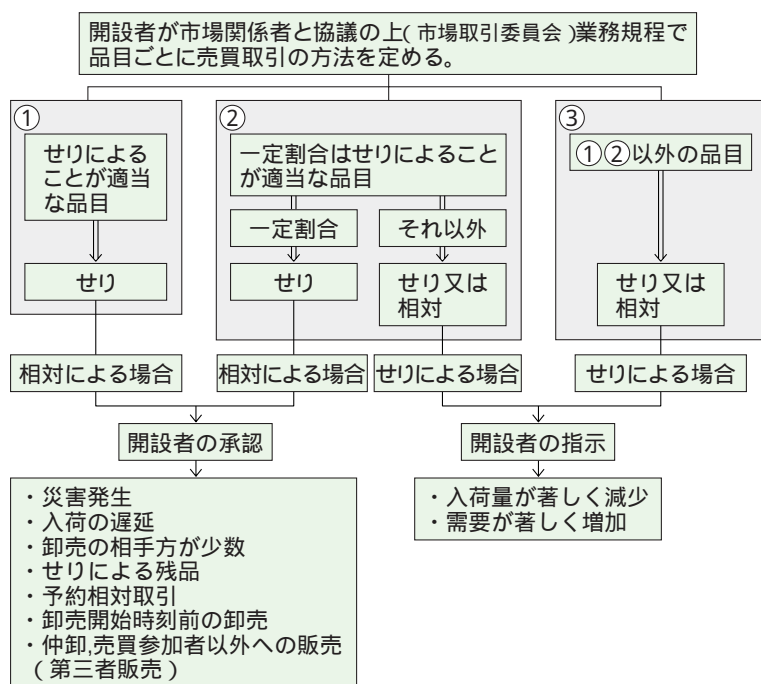
スーパーの本部仕入は，青果物の基幹的調達を担っており，中央卸売市場が大きな役割を担っている（第３表）。本部仕入に対応するため，基幹となる青果物について，周年を通じた安定供給と数量の確保，効率的な配送・物流が不可欠となる。このため

に，基幹的流通を担う産地，卸売業者，仲卸業者間には緊密な取引関係が形成され，取引情報処理や代金決済などを含めた取引の基盤が整備されてきた。^{（注５）}

相対取引の態様は，各市場によって若干異なるが，Ａ市場においては以下のような取引がおこなわれている。

卸売業者は，取引日前日の午後１時に，産地から出荷確定情報を入力する。出荷情報は全農県本部・経済連とオンラインになっており，ＮＴＴの運営する通称ベジフルセンター

第２図 中央卸売市場における売買取引の方法



出典 農林水産省総合食料局「卸売市場流通の現状と課題」

第3表 量販店の仕入先別金額比率(野菜)

(単位 %)

	卸売市場			卸売市場外				
	中央卸売市場		地方卸売市場	場外問屋	産地仲買人	全農集配センター	輸入商社	その他
	卸売業者	仲卸業者						
1984年	10.8	40.8	25.1	7.2	6.0	3.1	1.4	5.6
90	6.6	56.3	19.2	5.5	4.0	4.1	1.1	3.2
94	9.0	48.7	13.0	4.7	2.4	8.8	5.5	7.9
99	7.5	47.1	22.4	2.5	1.7	4.7	4.5	9.6

資料 84年(財)食品需給研究センター『卸売市場環境動向調査報告書』
 90年(財)食品需給研究センター『卸売市場流通ビジョン調査報告書』
 94年(財)食品需給研究センター『卸売市場整備基本方針策定調査報告書』
 99年(財)食品需給研究センター『卸売市場実態調査報告書』

を經由している。出荷情報の連絡は、ファックス・電話での連絡も多い。出荷情報は、銘柄、数量、等級、規格などである。

仲卸業者や売買参加者からの発注は、取引日前日の夕方に入ってくる。卸売業者は出荷情報と注文を調整し、分荷指示書を作成する。データは取引日前日の夜までにコンピュータ入力され、分荷がおこなわれる。分荷確定情報はファックスで発注者に送付され、荷口に添付する荷渡書が作成される。また、いわゆる先取り「販売開始時刻以前卸売り」は夜間をかけておこなわれる。

こうした作業が終了し、当日の「せり」がおこなわれ、「せり」で価格が確定する。なお、「せり」で売れないものは残品相対として売りさばかれる。

(注5) 農畜産業振興機構(2004)の多様な事例調査が参考になる。

(3) 卸売価格の全国的な平準化

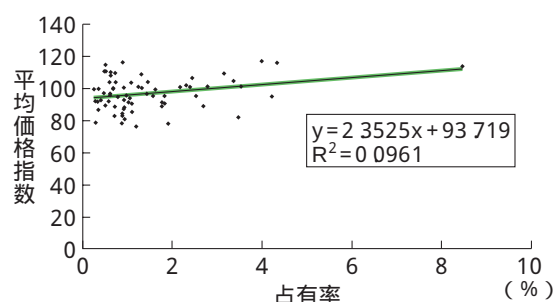
a 平均卸売価格指数の分布

各中央卸売市場における野菜全体の卸売価格は、全国的には平準化の傾向がある。

卸売市場の数量ベースの占有率と平均価格指数にはゆるい相関関係がみられ、占有率の高い市場で高く、低い市場では低いという傾向がある(第3図)。但し、市場の地域性なども大きく影響しており、

大消費地圏では一般に高い傾向にあり、大規模な野菜産地である北海道、南九州などでは低くなるという傾向がある。

第3図 平均価格指数と占有率の分布



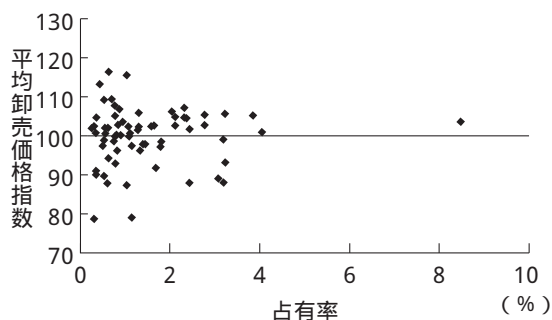
資料 農林水産省統計部『青果物卸売市場調査報告』
 (注) 占有率は数量ベース。

b 大消費地圏の中央卸売市場の指標化

青果物の価格形成において、大消費地圏の中央卸売市場、特に東京中央卸売市場大田市場と大阪中央卸売市場本場の役割が重要性を増している。現実にはこの2つの市場を中心に、日々の荷動きや入荷状況、取引状況などが公表され、青果物市況が形成されるようになっている。

第4図は、取扱数量が最も多いキャベツについて、平均卸売価格指数の分布をみた

第4図 キャベツの平均卸売価格の分布

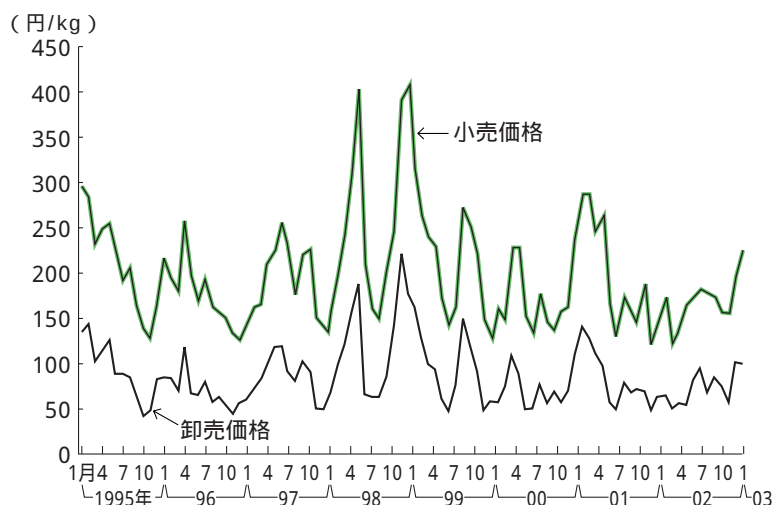


資料(注)とも第3図に同じ

ものである。数量ベースの占有率の高い市場で形成される価格を指標として各中央卸売市場で価格が形成されるという傾向がみられる。

また、第5図はキャベツの卸売価格と小売価格の推移をみたものであるが、小売価格は卸売価格にスライドする形で推移しており、青果物における卸売価格の重要性を示している。

第5図 キャベツの卸売価格と小売価格の推移



資料 東京都『中央卸売市場年報』、総務省統計局『小売物価統計調査年報』

(4) 主産地の実現価格

a リンゴ主産地のケース

第6図は、リンゴのA産地が、各卸売会社でどのような価格を実現したか示したものである。平均価格指数でみた場合、全体では前後10%にほとんどの卸売会社が該当し、平均価格指数は平準化の傾向がある。

特に主力品種の場合、平均価格指数の全国的平準化傾向が顕著である。しかし、準主力品種、出荷が少ない品種ほど分散が大きくなる傾向にある。主要消費地市場における主要品種の平均価格が全体的な価格形成に占める影響が大きいことが推測される。

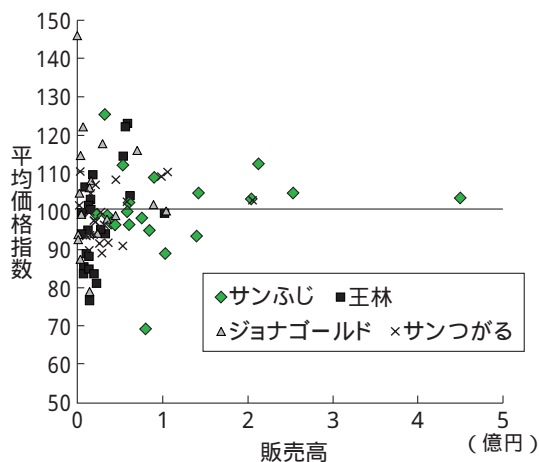
b 市況との関連

青果物取引においては、多くの場合、大消費地市場において形成される主産地の主要品目の価格が、各市場や他の品種の価格形成における指標となっている。しかし、

実際には同じリンゴ一つとっても、品種により卸売会社により様々な価格が形成されており、しかも、日々の変動はかなり激しい。しかし結果的にみて、平均価格指数が占有率の高い市場の平均に極めて近似した値となることは、基幹的な品目を基準として、様々な品目について価格が形成されることを示唆している。

これは相対取引であり、セ

第6図 リンゴの平均価格指数の分布



資料 B農協の資料から作成

り取引であれ、現実の価格形成において、指標となる主要産地の存在が重要な要素となっていることを意味している。

(注6) 金山(1994)は、野菜の価格形成と価格変動に関する既往の研究成果を踏まえ、不完全競争市場構造にある野菜の価格形成の実証的分析をおこなっている。

3 相対取引による 価格形成の課題

(1) セリ原則との関連

せり取引は、少なくとも公開性が高く、恣意性が排除され、納得性が高い取引形態とみられてきた。特に、多数の出荷者と多数の仲卸業者、売買参加者の参加により、取引の公平性が確保されるとみられてきた。卸売市場の公的性格を象徴するものとして、せり取引は「原則」となってきた。

しかしせりによる価格形成が、必ずしも肯定される結果を導くとは限らないとする見方も存在した。例えば量販店、小売店、

外食産業、学校給食、加工用など複数の異質な需要が存在し、特に供給が過剰で、必要数量を確保できる場合「せる」意味がなく、価格低落を招く。また生鮮青果物の場合、出荷者が販売を拒否して荷物を引き取ることができないため、せり取引は意味をなさないという指摘もある。^(注7)

また生産者サイドからは、自分で作った生産物に価格がつけられず、再生産も確保できない価格で、せり落とさせる可能性について問題提起もされてきた。

(注7) 戸田(1989)の論稿などが代表的である。

(2) 相対取引の価格形成方式の未確立

卸売市場法は、適正な価格形成、効率的な流通を実現するため、売買取引の方法の多様化を進めてきた。実需者ニーズに対応するため相対取引化が進み、取引形態も、特定物品相対、卸売開始時刻以前の卸売り(先取り)、予約相対、残品処理相対など様々な形態がでてきた。

しかし市場における相対取引では、明確な価格の提示があるわけではなく、売り手側と買い手側のいわばあいまいな合意によって価格が決まるという構造が存在する。これは供給過剰の場合における卸売業者のいわゆる「なやみ」、供給不足の場合の「もがき」という調整プロセスで象徴されるものである。卸売業者は、青果物の入荷状況や天候、取引品目に対する引き合いの強さや品質、銘柄などを総合的に勘案し、合意点を見いだしている。

こうした価格形成プロセスは、ある意味

では柔軟で、現実的な面を有するが、調整過程において人的要素が多く介在し、透明性や公正性といった点で課題視されてきた。

（３）価格形成方式の模索

相対取引における価格形成において、制度化しうる根拠や方式が確立されていないという面がある。せり取引は必ずしも合理的な方法とはいえないが、急速な相対化の進展で、取引の長所が失われている面も否定できない。

前日情報せりは、せりによる価格形成が、他の取引形態に比べ、公開性が高く、不特定多数の売り手・買い手を前提とするため、合意が得られやすいという長所を生かそうという取引である。前日情報せりでは、入荷情報に基づき、前日のせりで価格決定をおこなう。

通信や情報処理技術の発達により、大型産地は出荷前日に、出荷先卸売業者に品目別出荷情報を送信できるようになっている。こうしたインフラを生かそうというのが、入荷情報に基づく入札取引である。

スーパー等大口需要者の発注は取引日前日の夕方には、仲卸業者になされるため、仲卸・売買参加者の申込みを受け、高値から落札していこうというものである。現物到着後、落札結果に応じて分荷し、荷渡しをおこなう方式である。

このように様々な試行・実験がおこなわれており、いずれも事前入荷情報を活用して、せり・入札取引の長所を生かそうとい

う考え方にたっている。しかし、こうした方式も課題が多く、決定的な方法の確立には至っていないのが実情である。^{（注８）}

（注８）細川（１９９３）に詳しい。

（４）EDI化・取引電子化と価格形成

EDI化・取引電子化モデルは、取引標準を前提に、相対取引をモデル化したもの^{（注９）}といえる。食流機構が進めているEOS化についても、EDI標準でのデータ交換における価格情報は、産地・売り手側が「希望価格」であるのに対し、実需者側は「予定価格」である。これは通常の場合、価格条件が折り合うものではなく、価格形成がビルトインされているとはいえない面がある。

継続的取引のEOS化は、取引の効率化や合理化を進める上で重要であり、EOS化に対応した価格形成のあり方も検討すべき課題である。

枝肉や花卉でおこなわれている電子入札取引の場合、入札取引により価格は形成される。しかし青果物において実需者であるスーパーの仕入行動に照らして主要な取引にはなりにくい面がある。

（注９）食品流通構造改善促進機構（２００３）によった。EDIとは、商取引データ交換に関する標準規約に基づくオンライン電子データ交換をいい、EOSとはEDI標準に基づく電子商取引をいう。

4 流通施策の重要性と 系統の課題

(1) 情報の一層の公開

相対取引に伴う情報公開は、最低限具備すべき要件である。特に青果物の価格形成において、大消費地圏の卸売市場の役割が決定的に大きくなっている。こうした指標市場については、より厳格な対応が不可欠であり、また、東京、大阪に続く指標市場を、複数育成していくことも必要である。

青果物の市況情報は、各品目について、入荷状況、取引数量、高値・中値・安値、取引概況等がインターネットでも公開されるようになってきている。しかし取引の公平性と透明性、公開性の確保のためには、より一層の情報開示と充実が求められ、多面的な検討が望まれる。

また、スーパー店頭で、どういう生鮮食料品がどのような価格で販売されているのか、消費者情報、小売情報の充実も不可欠である。これは、消費者起点の流通対策という点でも大きな意味を有している。生産情報や卸売情報に比べ、小売段階での価格情報は決定的に不足している。スーパーの青果物のPOS情報は、店舗独自のコードを設定している場合が多く、生鮮食料商品共通コードがあまり利用されていない面もある。こうしたインフラの未整備が、小売段階での情報収集や取引効率化の阻害要因にもなっている。

(2) 主要産地の役割と指標銘柄の充実

産地サイドにおいても産地の大型化が進み、個別品目ベースでみた場合、上位県への集中が進んでいる（第4表）。実態的にも主要市場における季節的な入荷の主体となる産地が形成されている。青果物の価格形成においては、こうした主導的産地の役割が非常に重要になっている。特に主導的な産地について、指標銘柄としての条件整備を一層進めることも必要である。

この際、実需者は「輸入青果物」という代替的調達手段を持つのに対し、青果物の場合、一端出荷した現物の処理に制約があるため、生産者側のハンディを補う対策は不可欠である。特に価格安定に対する措置や加工原材料向け対策など加工・流通の総合的施策の充実が望まれる。

第4表 指定野菜の上位5県への集中度の推移

(単位: %)

	1980 年産	85	90	95	00
だいこん	34.7	36.4	41.6	44.7	40.5
にんじん	60.6	63.3	67.1	68.5	65.7
はくさい	59.4	58.7	60.5	63.2	55.6
キャベツ	52.2	50.9	50.3	52.4	48.9
ほうれんそう	42.2	41.4	42.9	42.4	41.3
ねぎ	53.2	52.3	51.4	48.8	45.6
レタス	61.6	62.6	59.8	65.9	65.0
きゅうり	37.6	37.7	39.2	41.9	40.1
なす	36.3	35.4	36.2	40.2	34.5
トマト	47.7	39.1	43.0	37.4	34.8
ピーマン	66.1	70.4	70.0	69.8	57.1
ばれいしょ	90.0	91.2	92.5	94.0	85.2
さといも	52.3	57.7	58.8	61.0	48.3
たまねぎ	71.7	70.4	73.0	83.7	79.1

資料 農林水産省統計情報部『野菜生産出荷統計』から作成

(3) 品質評価の課題

青果物の評価には品質という要素が非常に重要で、本来的には品種や品質による価

格差が大きい。しかし卸売市場で形成される価格は、大量流通を前提としているため、品質による評価が十分反映されていない。

産地や規格、等級での区分の中に含まれてしまい、青果物が本来有している属性や栽培方法、減農薬やトレーサビリティを含めたトータルな品質が十分評価されないという難点がある。

また青果物の価格形成には、大量流通の指定野菜だけではなく、品目特性や地域特性を踏まえた価格形成が必要である。地方市場による取引は、荷口ごとに品質が異なり、品質重視を志向してきた消費者ニーズに適合したものであった。特に地域特産的な農産物については、大量流通とは異なる流通の仕組みが必要である。地場野菜など地域農産物の建値市場として、地方市場の整備は重要で、地場野菜の上場、価格形成は前向きに整備すべき課題である。

（４）系統共販との関連

系統共販は、麦の政府統制が解除されるのに伴い、系統の集荷力を強化する対策として方針化されたという経緯をもつ。青果物については、元々地域の出荷組合が強く、共販率が向上しなかった。しかし農業基本法による選択的拡大と野菜生産出荷安定法の制定により、大規模産地が育成され、系統における重要性を増していった。

これには卸売市場の整備が深くかかわっている。青果物の系統共販を支えたのは、卸売市場への無条件委託と受託拒否の禁止ともいえる。米麦の政府買入に相当するも

のが卸売市場流通であったともいえよう。

青果物取引の相対化の進展自体は、系統共販と矛盾するものではない。しかし、実需者ニーズの変化に伴い、卸売市場流通は疲弊してきており、卸売業者や仲卸業者の経営の悪化や卸売市場経由率の低下となつてあらわれてきている。無条件委託による青果物の系統共販は、一つの転機を迎えつつあるともいえよう。

青果物取引の相対化が進む中で、産地自らが価格交渉をおこない値決めする必要性が高まっている。また小規模産地や中山間地域も多い中で、産地のあり様も多様である。産地自らが全体的な販売戦略の中で、卸売市場流通を位置付け、青果物販売チャネルの多様化に対応した販売力強化が求められている。その意味で青果物の系統共販のあり方に深くかかわる課題であり、系統内での論議を深める必要がある。

（注10）佐藤（1998）は、こうした課題を総合的な視点から整理をおこなっている。

むすび

青果物の相対取引化は、消費者への青果物販売チャネルが青果小売店からスーパーに移行した必然的結果であり、青果物取引に内在する要因によるところが大きい。むしろ現在の青果物取引にビルトインされた取引形態といえる。

青果物の販売チャネルとしてスーパーは不可欠な存在であり、スーパーの店舗オペレーションや実需者ニーズへの適確な対応

が必要になっている。スーパーとの取引の大宗は相対取引をベースにおこなわれていくとみられ、むしろ積極的に対応していく観点が必要である。

特に、流通再編が加速化しており、スーパーはいくつかの巨大流通グループを形成しつつある。また総合商社も川下戦略を一層強めており、輸入生鮮青果物も脅威になってきている。こうした変化に対応していくためには、部分的な合理化では対応困難であり、顧客ニーズや情報の共有化、情報開示の徹底と産地、卸売業者、仲卸業者の連携を一層強化していくことが大きな前提となる。また物流、情報、決済といったオペレーション基盤の整備が重要で、これには情報システムが基幹的な機能を果たしてくる。

こうした中で、卸売市場における価格形成をどう見るかは、系統組織にとって重要な課題である。価格形成については、卸売市場の公共性の根幹にかかわる課題でもある。これは同時に本質的課題を内在しており、系統共販や卸売市場流通の原則そのものに関する課題を内包しているともいえ

る。その意味で青果物の相対取引化に伴う価格形成のあり方は、幅広い議論が必要である。特に卸売市場における委託手数料の自由化の課題とも密接に関連しており、組織的にも思い切った構造改革への挑戦が求められるよう。

< 参考文献 >

- ・ 金山紀久（1994）『野菜価格形成の経済分析』農林統計協会
- ・ 木村彰利・藤田武弘（1997）「取引方法の変容と価格形成」（小野・小林編『流通再編と卸売市場』所収）筑波書房
- ・ 坂爪浩史（1999）『現代の青果物流通』筑波書房
- ・ 佐藤和憲（1998）『青果物流通チャンネルの多様化と産地のマーケティング戦略』養賢堂
- ・ 食品流通構造改善促進機構（2003）『青果物流通の取引電子化・活用ガイド』食品流通構造改善促進機構
- ・ 戸田博愛（1989）『野菜の経済学』農林統計協会
- ・ 中安章（1996）「需要高度化時代における流通主体の行動」（中安章『消費構造の変化と青果物流通』所収）農林統計協会
- ・ 農畜産業振興機構（2004）『契約取引実態調査報告書』農畜産業振興機構
- ・ 細川充史（1993）『変貌する青果物卸売市場』筑波書房
- ・ 山下雄三（1983）「量販店参入による卸売価格形成の変化」（鈴木忠和編『野菜経済の大規模化』所収）楽游書房

（前 主席研究員 鴻巣正・このすただし）

現在（社）地域社会計画センター
業務推進部副部長



農協の資金運用構成とその分布

1 はじめに

本稿では農協の資金運用構成を類型化し、その分布を調べる。個別農協の資金運用構成は様々であり、その全国的な差異や分布はこれまであまり整理されていない。類型化によってそうした差異や分布の把握が容易となる。

本稿の分析には個別農協のデータを用いる。それに対して従来の分析はおもに県別集計値によっている。農協の資金運用構成には地域差があるので、県別集計値による運用構成の比較にも相応の意味はある。しかし同じ県の中でも資金運用構成は一様ではなく、農協によりかなりの違いがある。そのため農協間における資金運用構成の差異を適切に把握するには個別農協データの分析が必要である。

また農協の資金運用構成は貯貸率、貯証率、貯預率により比較できる。農協の資金運用は貸出金、有価証券、預け金が大部分を占め、資金調達は貯金が大部分を占める。したがって資金運用構成はおおむね貯貸率、貯証率、貯預率により決まる。これらの比率により農協の規模を捨象して資金運用構成を比較することができる。

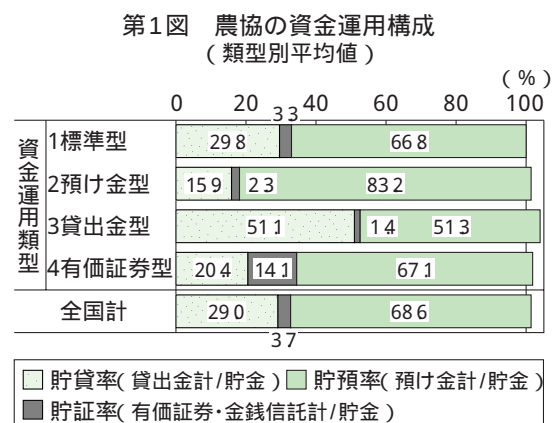
2 資金運用構成の類型化

そこで農協の資金運用構成を類型化するため、個別農協の貯貸率、貯証率、貯預率にクラスター分析を適用した。クラスター分析は類似性等により分類を行う統計手法である。各比率の算出に用いたデータは全国937農協の2003年12月末残高、データソースは農協残高試算表である。

クラスター分析により得られた4つの類型について運用比率の平均値を第1図に示

した。各類型は該当農協数の多い順に並べてある。いずれの類型も、平均値でみれば預け金が運用のおおむね半ば以上を占める。

そこで類型間で相対的に大きな項目により各類型の名称を決めた。まず類型1は構成がほぼ全国平均値と同じであるため「標準型」、類型2は貯預率が平均83.2%と高いので「預け金型」、類型3は貯貸率が平均51.1%と高いので「貸出金型」、類型4は貯証率が平均14.1%と高いので「有価証券型」と呼ぶことにした。ただし貸出金型以外の類型はいずれも貯預率が平均3分の2以上あり、いずれも預け金中心の運用となっている。各類型の名称はあくまでも類型間の相対的な差異を表したものである。



第1表 各類型の組合数と貯金規模

(単位 10億円)

		組合数	貯金残高	
			平均値	中央値
資金運用型	標準型	381	87.6	49.8
	預け金型	268	77.8	46.7
	貸出金型	179	70.9	27.1
	有価証券型	91	104.9	87.4
	全国計	919	83.2	46.5

第2表 地区・地域別にみた資金運用類型の分布
(該当農協数の割合)

(単位 %)

		全国計	農村地区						中間地区						都市化地区					
			北海道	東北	山陰	北九州	南九州	計	北関東	東山	北陸	四国	沖縄	計	南関東	東海	近畿	山陽	計	
組合数		937	133	132	15	91	41	412	66	37	96	49	1	249	89	69	67	51	276	
資金運用型	標準型	41.5	42.9	56.8	73.3	48.7	61.0	51.6	37.9	58.8	32.3	18.4	0.0	34.6	37.1	38.2	33.3	17.6	32.8	
	預け金型	29.2	20.3	3.8	6.7	26.9	9.8	14.5	40.9	17.6	43.8	77.6	0.0	45.9	20.2	35.3	42.4	52.9	35.4	
	貸出金型	19.5	34.6	35.6	20.0	20.5	29.3	31.1	3.0	17.6	9.4	0.0	100.0	7.3	28.1	10.3	0.0	9.8	13.5	
	有価証券型	9.9	2.3	3.8	0.0	3.8	0.0	2.8	18.2	5.9	14.6	4.1	0.0	12.2	14.6	16.2	24.2	19.6	18.2	

(注) 1 組合数を100とした割合。

2 緑色は全国平均を10ポイント以上上回る。

3 黄色は全国平均を上回る。

4 地区・地域区分は農中総研の定義による。各地域の所属県は本誌2004年8月号(50頁)巻末統計12「農業協同組合都道府県別主要勘定残高」を参照。

各類型の該当農協数の割合はそれぞれ、標準型約4割、預け金型3割、貸出金型2割、有価証券型1割である。

また各類型の貯金残高規模を比較すると、平均値の格差は2～3割と小さいのに対して、中央値の格差は数倍に達する(第1表)。とくに貸出金型には比較的小規模な農協が多く、有価証券型には比較的大規模な農協が多いことがわかる。

(注1) 当農中総研では1998年11月より個別農協の計数を収集している。

(注2) クラスタ(この場合は類型) の作成にはウォード法という方法を用いた。運用比率はいずれも基準化(平均値を差引き、標準偏差で除算) したものをを用いた。クラスタ(この場合は類型) の数は解釈がしやすくなるように選択した。

3 地域別分布

地域別に資金運用類型の分布をみると(第2表)、農村部ほど標準型と貸出金型が、都市部ほど預け金型と有価証券型が多い傾向にある。また各運用類型とも全国に分布していることが確認できる。

やや詳細にみると、地域別の特徴は地区単位で農村地区とそれ以外に分けて整理できる(沖縄は1組合のみであるため、以下の比較からは除く)。

まず農村地区では他地区と比べて貸出金型と標準型の農協の割合が大きい。そのため預け金型と有価証券型の農協の割合は小さい。とくに山陰と南九州には有価証券型

の農協が一つもない。

逆に中間地区、都市化地区では、農村地区よりも預け金型と有価証券型の農協の割合が大きい。そのため貸出金型と標準型の農協の割合は小さい。とくに四国と近畿には貸出金型の農協が一つもない。さらに中間、都市化両地区を比較すると、中間地区の方が預け金型、都市化地区の方が有価証券型の農協の割合が大きい。

ただし地区の傾向から外れた地域もある。東山では標準型の農協が、南関東では貸出金型の農協が多く、かつ両地域とも各地区内では預け金型の農協が少ない。また東山と四国では有価証券型の農協が少ない。

4 おわりに

以上の分析により個別農協の資金運用構成の特徴と全国的な分布が明らかとなった。資金運用構成には農協間で大きな差異があり、地域差も顕著である。地域差の背景には無論、農業や経済環境の違いがあると考えられる。しかし一方、多くの地域で4つの類型すべてに該当農協が存在することは、農協の資金運用構成が地域差だけでは説明できないことを示唆している。

なお前述のとおり、資金運用構成は貯金規模とも相関がある。地域と貯金規模の両要素を考慮した分析については別の機会に論じたい。

(研究員 平澤明彦・ひらさわあきひこ)

統計資料

目次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く)	(37)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く)	(37)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く)	(37)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く)	(38)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定	(38)
6. 農業協同組合 主要勘定	(38)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定	(40)
8. 漁業協同組合 主要勘定	(40)
9. 金融機関別預貯金残高	(41)
10. 金融機関別貸出金残高	(42)

統計資料照会先 農林中金総合研究所調査第一部

T E L 03 (3243) 7351

F A X 03 (3270) 2658

利用上の注意 (本誌全般にわたる統計数値)

- 1 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
- 2 表中の記号の用法は次のとおりである。
「0」単位未満の数字 「-」皆無または該当数字なし
「…」数字未詳 「」負数または減少

１．農 林 中 央 金 庫 資 金 概 況

(単位 百万円)

年 月 日	預 金	発行債券	そ の 他	現 金 預 け 金	有価証券	貸 出 金	そ の 他	貸借共通 合 計
1999. 6	30,339,725	7,169,212	11,462,961	3,735,513	14,572,095	18,089,252	12,575,038	48,971,898
2000. 6	34,956,418	6,802,324	8,972,187	1,682,681	17,895,237	21,164,743	9,988,268	50,730,929
2001. 6	37,038,759	6,435,657	12,756,759	3,026,924	20,760,276	25,644,329	6,799,646	56,231,175
2002. 6	37,969,637	5,849,048	8,465,290	1,559,697	21,813,889	21,333,891	7,576,498	52,283,975
2003. 6	39,033,305	5,580,866	12,844,681	1,267,198	30,517,128	18,705,252	6,969,274	57,458,852
2004. 1	38,628,037	5,276,369	14,194,889	3,074,059	31,651,390	16,842,582	6,531,264	58,099,295
2	39,392,267	5,245,272	13,622,125	1,753,794	32,198,745	17,567,707	6,739,418	58,259,664
3	39,898,619	5,216,869	14,224,928	2,142,846	33,387,202	17,416,158	6,394,210	59,340,416
4	39,324,406	5,173,333	14,080,352	1,692,536	32,880,237	16,589,445	7,415,873	58,578,091
5	38,980,966	5,142,263	14,028,011	2,164,127	32,882,042	16,400,655	6,704,416	58,151,240
6	38,600,684	5,103,376	14,564,660	1,850,074	33,897,756	16,110,719	6,410,171	58,268,720

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

２．農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2004年6月末現在

(単位 百万円)

団 体 別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農 業 団 体	30,669,473	9,022	1,193,784	139	133,521	-	32,005,940
水 産 団 体	1,131,726	-	101,029	100	12,047	-	1,244,903
森 林 団 体	2,457	1	2,424	43	119	-	5,043
そ の 他 会 員	1,556	-	1,706	-	-	-	3,261
会 員 計	31,805,211	9,023	1,298,944	282	145,687	-	33,259,146
会 員 以 外 の 者 計	629,252	88,628	474,036	111,087	4,003,897	34,638	5,341,538
合 計	32,434,463	97,651	1,772,980	111,369	4,149,584	34,638	38,600,684

(注) 1 金額は単位未満を四捨五入しているため、内訳と一致しないことがある。 2 上記表は、国内店分。
3 海外支店分は、別段預金(会員以外の者) 985,304百万円。

３．農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2004年6月末現在

(単位 百万円)

団 体 別	証 書 貸 付	手 形 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計
系 農 業 団 体	74,828	8,840	123,109	1	206,778
統 開 拓 団 体	614	151	-	-	765
団 水 産 団 体	70,691	25,545	36,093	273	132,603
森 林 団 体	9,589	9,733	2,326	57	21,704
そ の 他 会 員	89	350	60	-	499
会 員 小 計	155,810	44,619	161,589	331	362,349
その他系統団体等小計	282,727	40,169	201,185	646	524,726
等 計	438,537	84,788	362,774	977	887,075
関 連 産 業	2,373,412	123,737	2,125,134	32,892	4,655,175
そ の 他	10,318,486	21,128	228,534	320	10,568,469
合 計	13,130,435	229,653	2,716,442	34,189	16,110,719

(貸 方)

4. 農 林 中 央 金

年 月 末	預 金			譲 渡 性 預 金	発 行 債 券
	当 座 性	定 期 性	計		
2004. 1	5,100,064	33,527,973	38,628,037	174,410	5,276,369
2	5,595,767	33,796,500	39,392,267	96,670	5,245,272
3	5,871,037	34,027,582	39,898,619	185,100	5,216,869
4	5,944,608	33,379,798	39,324,406	85,000	5,173,333
5	6,006,010	32,974,956	38,980,966	255,830	5,142,263
6	6,138,598	32,462,086	38,600,684	207,500	5,103,376
2003. 6	4,953,060	34,080,245	39,033,305	178,700	5,580,866

(借 方)

年 月 末	現 金	預 け 金	有 価 証 券		商品有価証券	買 入 手 形	手 形 貸 付
			計	うち 国 債			
2004. 1	157,360	2,916,698	31,651,390	14,288,722	21,068	-	290,905
2	181,087	1,572,706	32,198,745	14,294,340	23,326	168,000	280,876
3	138,802	2,004,043	33,387,202	14,559,137	64,732	-	249,160
4	112,563	1,579,972	32,880,237	13,834,614	125,598	150,000	238,961
5	170,450	1,993,676	32,882,042	13,019,763	121,141	440,200	234,267
6	91,541	1,758,532	33,897,756	13,595,294	145,719	-	229,653
2003. 6	138,847	1,128,350	30,517,128	10,550,178	221,259	-	534,768

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。

5. 信 用 農 業 協 同 組

年 月 末	貸 方				
	貯 金		譲 渡 性 貯 金	借 入 金	出 資 金
	計	うち 定 期 性			
2004. 1	49,213,759	47,779,648	156,119	54,142	1,035,272
2	49,487,486	47,972,758	140,116	54,140	1,035,271
3	49,156,263	47,683,858	156,938	68,651	1,050,523
4	49,167,677	47,772,152	171,888	74,697	1,053,456
5	49,240,445	47,864,758	200,781	74,695	1,053,457
6	49,984,941	48,280,733	217,901	74,695	1,055,771
2003. 6	50,753,239	48,918,471	140,180	44,083	1,038,344

(注) 1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。
3 1994年4月からコールローンは、金融機関貸付から分離。

6. 農 業 協 同 組

年 月 末	貸 金			方 借 入 金	
	貯 金			計	うち信用借入金
	当 座 性	定 期 性	計		
2003. 12	21,920,431	54,760,783	76,681,214	604,667	442,899
2004. 1	21,384,928	54,703,562	76,088,490	609,125	443,283
2	21,828,011	54,537,462	76,365,473	601,891	435,694
3	21,819,558	54,156,894	75,976,452	601,202	434,925
4	22,141,847	54,175,729	76,317,576	616,117	449,742
5	21,955,664	54,348,899	76,304,563	621,649	452,792
2003. 5	20,924,472	53,932,676	74,857,148	662,282	497,810

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・購買・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コ ー ル マ ネ ー	食糧代金受託金・ 受 託 金	資 本 金	そ の 他	貸 方 合 計
236,545	2,616,556	1,224,999	9,942,379	58,099,295
321,887	2,725,365	1,224,999	9,253,204	58,259,664
674,093	1,752,530	1,224,999	10,388,206	59,340,416
1,168,002	2,123,625	1,224,999	9,478,726	58,578,091
173,728	2,356,346	1,224,999	10,017,108	58,151,240
194,630	3,101,346	1,224,999	9,836,185	58,268,720
226,682	2,623,397	1,224,999	8,590,903	57,458,852

貸 出 金				コ ー ル ン	食糧代金 概算払金	そ の 他	借 方 合 計
証 書 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計				
13,636,234	2,874,108	41,333	16,842,582	707,992	-	5,802,205	58,099,295
14,448,723	2,797,260	40,846	17,567,707	454,044	-	6,094,049	58,259,664
14,351,339	2,776,438	39,220	17,416,158	397,380	-	5,932,099	59,340,416
13,590,855	2,724,764	34,863	16,589,445	422,108	-	6,718,168	58,578,091
13,389,701	2,743,038	33,647	16,400,655	499,684	-	5,643,392	58,151,240
13,130,434	2,716,442	34,189	16,110,719	410,193	-	5,854,260	58,268,720
15,278,907	2,843,009	48,566	18,705,252	659,158	-	6,088,858	57,458,852

合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借		方				
	預 け 金		コールローン	金銭の信託	有 価 証 券	貸 出 金	
	計	う ち 系 統				計	う ち 金 融 機関貸付金
48,790	30,284,781	30,196,012	0	328,137	14,566,684	5,702,607	702,438
46,421	30,744,114	30,656,626	0	323,126	14,377,032	5,663,093	707,510
59,713	30,173,497	30,072,400	30,000	295,351	14,773,513	5,807,647	887,462
50,351	29,773,999	29,659,096	0	339,234	14,946,978	5,700,143	887,505
49,772	29,822,946	29,676,345	0	340,950	15,061,651	5,744,009	887,662
52,972	30,053,731	29,914,006	0	342,950	15,600,583	5,707,538	887,781
52,446	32,264,914	32,149,786	0	353,359	14,347,981	5,363,630	706,743

合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

借							方		報 告 組 合 数
現 金	預 け 金		有価証券・金銭の信託		貸 出 金				
	計	う ち 系 統	計	う ち 国 債	計	う ち 農 林 公庫貸付金			
419,656	52,530,616	52,272,468	3,974,718	1,469,182	21,352,929	348,437	937		
363,838	51,960,980	51,745,546	3,956,774	1,448,746	21,293,009	346,025	937		
354,952	52,301,756	52,096,265	3,880,105	1,391,790	21,325,387	339,675	928		
367,631	51,958,141	51,728,963	4,044,216	1,510,820	21,487,105	342,799	919		
385,029	52,000,086	51,782,794	4,222,643	1,645,648	21,439,885	341,387	912		
395,300	51,883,500	51,652,128	4,244,014	1,641,731	21,440,635	343,205	912		
361,306	51,157,226	50,915,385	3,572,245	1,134,620	21,379,100	372,516	947		

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年 月 末	貸 方				借 方				
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金		有 価 証 券	貸 出 金
	計	うち定期性				計	うち系統		
2004. 3	2,264,508	1,670,593	51,039	64,071	15,767	1,393,559	1,334,223	160,412	767,836
4	2,218,227	1,649,429	52,327	64,157	13,205	1,355,023	1,316,438	161,653	761,930
5	2,203,347	1,640,569	51,740	64,157	14,985	1,338,505	1,297,558	160,497	762,413
6	2,202,245	1,644,714	51,129	64,217	14,325	1,339,598	1,300,284	162,797	759,306
2003. 6	2,274,761	1,748,362	57,260	62,530	13,851	1,391,028	1,354,446	170,560	774,508

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

(単位 百万円)

年 月 末	貸 方					借 方							報 告 組合数
	貯 金		借 入 金		払込済 出資金	現 金	預 け 金		有 価 証 券	貸 出 金			
	計	うち定期性	計	うち信用 借 入 金			計	うち系統		計	うち農林 公庫資金		
2004. 1	1,074,117	671,117	294,331	224,180	135,561	8,213	973,019	948,042	13,588	370,246	11,722	406	
2	1,066,537	664,140	290,957	216,592	135,171	7,790	969,234	930,386	13,394	365,852	11,617	402	
3	1,099,214	670,092	290,325	217,246	133,418	8,823	998,545	966,877	13,085	368,600	11,171	397	
4	1,057,284	663,989	290,290	217,667	133,938	6,529	961,567	935,668	14,245	367,844	12,288	388	
2003. 4	1,136,680	719,265	309,448	235,981	139,835	8,222	1,019,299	956,705	13,849	398,590	16,996	454	

(注) 1 水加工協を含む。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

(単位 億円, %)

(注) 1 農協，信農連は農林中央金庫，郵便局は郵政公社，その他は日銀資料（ホームページ等）による。なお，信用組合の速報値（P）は全信組中央協会調べ。
2 都銀，地銀，第二地銀および信金には，オフショア勘定を含む。

10. 金融機関別貸出金残高

(単位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	郵 便 局	
残 高	2001 . 3	214,983	48,879	2,114,602	1,357,090	465,931	662,124	133,612	8,192	
	2002 . 3	212,565	48,514	2,011,581	1,359,479	444,432	639,808	119,082	7,006	
	2003 . 3	210,091	47,118	2,042,331	1,352,121	429,093	626,349	91,512	6,376	
	2003 . 6	208,431	46,569	1,975,631	1,330,223	413,370	619,689	90,545	P 6,037	
	7	208,908	47,472	1,944,861	1,334,631	414,431	621,144	90,841	P 5,913	
	8	209,393	47,506	1,955,890	1,339,159	415,740	624,060	91,103	P 5,843	
	9	209,642	49,309	1,961,442	1,344,846	416,293	625,429	91,511	P 6,088	
	10	209,690	50,062	1,929,937	1,335,110	414,745	623,437	91,409	P 6,036	
	11	209,921	49,592	1,952,699	1,339,627	417,515	626,850	91,770	P 6,200	
	12	208,569	50,307	1,961,443	1,352,525	423,716	633,012	92,384	P 5,541	
	2004 . 1	207,992	50,002	1,941,503	1,345,570	420,015	627,636	91,927	P 5,588	
	2	208,374	49,556	1,920,332	1,347,466	419,573	626,364	91,897	P 5,524	
	3	209,725	49,201	1,925,972	1,351,650	420,089	622,363	91,234	P 5,763	
	4	209,260	48,126	1,879,841	1,336,670	414,585	617,118	P 90,687	P 5,690	
	5	209,241	48,563	1,881,836	1,325,168	412,773	614,367	P 90,409	P 5,852	
	6 P	209,201	48,197	1,879,375	1,323,701	412,896	615,319	P 90,479	P 5,500	
	前 同 月 比 增 減 率	2001 . 3	0.3	10.9	0.6	1.2	7.9	3.7	6.2	16.2
		2002 . 3	1.1	0.7	4.9	0.2	4.6	3.4	10.9	14.5
2003 . 3		1.2	2.9	1.5	0.5	3.5	2.1	23.2	9.0	
2003 . 6		0.9	4.0	7.5	0.2	5.2	1.2	13.6	P 10.5	
7		0.8	3.2	8.6	0.5	4.7	0.7	11.6	P 10.6	
8		0.7	2.2	8.4	0.5	4.7	0.7	7.4	P 10.9	
9		0.4	0.8	5.5	0.6	4.3	0.7	5.2	P 11.2	
10		0.2	3.0	7.5	0.4	4.4	0.5	4.9	P 11.4	
11		0.0	2.8	7.1	0.3	4.2	0.5	4.7	P 11.0	
12		0.0	3.4	6.9	0.2	4.1	0.8	0.7	P 10.4	
2004 . 1		0.1	3.4	6.9	0.4	3.6	0.2	0.3	P 10.4	
2		0.1	3.8	6.9	0.4	3.6	0.2	0.3	P 10.8	
3		0.2	4.4	5.7	0.0	2.1	0.6	0.3	P 9.6	
4		0.1	4.1	6.2	0.1	0.2	0.6 P	0.2 P	9.1	
5		0.2	4.2	5.3	0.7	0.2	1.2 P	0.4 P	7.4	
6 P		0.4	3.5	4.9	0.5	0.1	0.7 P	0.1 P	8.9	

(注) 1 表9(注)に同じ。ただし郵便局の確定値は、ホームページによる。

2 貸出金には金融機関貸付金，コールローンは含まない。